

令和3年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第97号「三重県都市公園条例の一部を改正する条例案」 1
(2) 議案第98号「三重県営住宅条例の一部を改正する条例案」 3

◎ 所管事項説明

- (1) 令和3年版成果レポート（案）について 4
(2) 三重県新広域道路交通ビジョン・計画の策定について 23
(3) 花と絆のプロジェクトについて 31
(4) 土砂災害警戒区域の指定について 44
(5) 建設業の担い手確保について 54

令和3年6月23日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

議案第97号「三重県都市公園条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

鈴鹿青少年の森では、一部エリアにおいて都市公園法の規定に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、公園施設の整備を進めます。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法（PFI法）」）の規定に基づき、事業者が県から支払われるサービス対価や自らの事業収入で、民間のノウハウを発揮しながら19年間の運営管理（指定管理）を行うこととしています。

このため、今回の改正では、公募対象公園施設を設置する場合における建蔽率の特例、指定管理者の指定の特例、公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の設置及び特定事業実施事業者選定委員会の設置に係る規定などを整備します。

2 改正内容

（1）公募対象公園施設を設置する場合における建蔽率の特例の規定

都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、都市公園法第四条第一項の規定により、当該公園敷地面積の百分の二の建蔽率を超えることができないため、公募対象公園施設である建設物に限り、都市公園法施行令第六条第六項の規定により、公園の敷地面積の百分の十を限度として法第一項の規定により認められる建築面積を超えることができるよう、建蔽率の特例について規定します。

（2）指定管理者の指定の特例の規定

公募対象公園施設設置等予定者を、当該公募対象公園施設を設置する都市公園の指定管理者として指定しようとするとき、又は民間資金法（PFI法）の規定により選定した事業者を当該民間事業者が整備等を行う都市公園の指定管理者として指定しようとするときは、現行条例で掲げる指定管理者の指定に係る基準を満たすと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定することができるよう、指定管理者の指定の特例について規定します。

（3）公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の設置

公募対象公園施設設置等予定者の選定に関する事項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を

設置します。

(4) 特定事業実施事業者選定委員会の設置

民間資金法（PFI法）の規定に基づく特定事業実施事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会を設置します。

(5) 附属機関への諮問の特例の規定

県営都市公園と他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者によってそれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち、諮問すべき一の附属機関を決定して諮問することができるよう、附属機関への諮問の特例について規定します。

(6) その他

指定管理者の指定の特例により、指定管理者を指定した時の告示に係る規定を追加します。

3 施行期日

公布の日から施行するものとします。

【議案第 98 号】三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に鑑み、過疎地域に係る規定を整備するものです。

2 改正内容

県営住宅の入居資格として、同居親族がいることを条件としていますが、条例附則第 6 項において、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に立地する県営住宅については、同居親族がない場合も入居可能となっています。

過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことから、過疎地域に係る規定を「過疎地域自立促進特別措置法」から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改めます。

なお、今回の条例改正による対象となる県営住宅の変更はありません。

3 条例の施行期日

公布の日から施行します。

令和3年版成果レポート（案）

県土整備部主担当部分抜粋

（施策の取組）

施策 1 1 3 災害に強い県土づくり

施策 3 5 1 道路網・港湾整備の推進

施策 3 5 3 安全で快適な住まいまちづくり

（行政運営の取組）

行政運営 7 公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路*等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で令和2年度目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）		243,200 戸	1.00	244,200 戸		246,000 戸
	242,300 戸	243,200 戸				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
3年度目標値の考え方	河川、砂防、海岸、治山事業の事業計画等をふまえて、令和3年度に1,000戸増加させることをめざして目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）		129 河川	1.00	153 河川		210 河川
	109 河川	142 河川				
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）		303 施設	1.00	307 施設		314 施設
	302 施設	304 施設				

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率		86.0%	1.00	90.0%		93.0%
	84.0%	88.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	39,662	44,245	72,095		
概算人件費		2,769			
(配置人員)		(304人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、令和2年度が最終年度となる国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めましたが、対策が必要な箇所はまだ多数存在します。また、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会*」の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である「流域治水*」への転換が国から示され、令和2年度に全てのダムにおいて事前放流できる体制を整えました。防災・減災対策の必要性がますます高まっており、さらなる推進が求められています。
- ② ソフト対策としては、高潮浸水想定区域図（伊勢湾沿岸）を公表したほか、簡易型河川監視カメラを水位周知河川全38河川（44箇所）に設置しました。また、洪水浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害警戒基準雨量の見直しなどの対策を進めました。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。また、水位情報や土砂災害危険度情報等の情報発信に取り組むとともに、DX*の推進による業務のさらなる効率化や安全性の向上が求められています。
- ③ 河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めました。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しました。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④ 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤ 地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路について、橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

- ⑥ 令和2年7月豪雨や台風等による山地災害の復旧や、災害を未然に防止するために山地災害危険地区の整備未着手箇所での治山事業を実施しました。また、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めました。引き続き、山地災害防止に向けて効率的な治山対策を進めていく必要があります。
- ⑦ 漁港海岸堤防等については、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の高潮対策および耐震・耐津波対策や長寿命化計画の策定を進めました。引き続き防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。

・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等も活用し、対策を進めた結果、「主指標」について目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【国土整備部 次長 森木 忠彦 電話:059-224-2651】

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、三重県国土強靱化地域計画に基づき、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。河川については、重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁・堰等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。砂防については、土砂災害防止施設の整備により要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全に取り組みます。海岸については、高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を進めます。また、河川・海岸・砂防の国直轄事業や水資源機構が本体工事を進める川上ダムの早期完成を引き続き促進します。鳥羽河内ダムについては、引き続き本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。また、令和元年および令和2年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みます。また、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一步進め、ダムの事前放流の取組など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である「流域治水」の取組を着実に進めます。また、防災・減災や、地球温暖化対策などの観点から、グリーンインフラ*を推進します。
- ③県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動に資するソフト対策として、洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新、簡易型河川監視カメラの検証、高潮特別警戒水位の設定などに取り組みます。土砂災害警戒区域等の指定については、令和3年度の早期の完了をめざすとともに、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。また、危機管理型水位計等の水位情報や土砂災害危険度情報・簡易型河川監視カメラの情報発信、ドローンの運用強化、ダム施設における遠隔操作の検討着手など、DXの推進に取り組みます。
- ④河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討し、財政的に有利な事業債である緊急浚渫推進事業を最大限活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去・伐採を積極的に進めるとともに、災害復旧事業や砂利採取制度の拡充により官民連携の強化も図りながら取り組みます。さらに、治山部局との連携により、土砂の発生抑制に向けた取組を促進するとともに、市町管理区間の堆積土砂撤去を含めた河川全体の情報共有を行い、撤去の連携を図ります。老朽化が進んでいる河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を行います。また、あわせて定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な維持管理を行います。

- ⑤地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を進めるとともに、令和3年度の完成に向けて宮川ダムの洪水吐ゲートの耐震対策を推進します。また、県南部においては短時間で大きな津波に襲われることが想定される海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。
- ⑥災害対応力の充実・強化のため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を引き続き進めます。
- ⑦令和2年7月豪雨や台風等による山地災害等の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。また、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所では治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるとともに、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の機能回復を図るため、改修等を実施します。
- ⑧漁港海岸堤防等については、海岸堤防等の高潮対策および耐震・耐津波対策を計画的に実施するとともに、長寿命化計画に基づき適切な機能維持に取り組み、大規模地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 113 災害に強い県土づくり

補足資料

主指標 自然災害への対策が講じられている人家数

(指標の考え方)

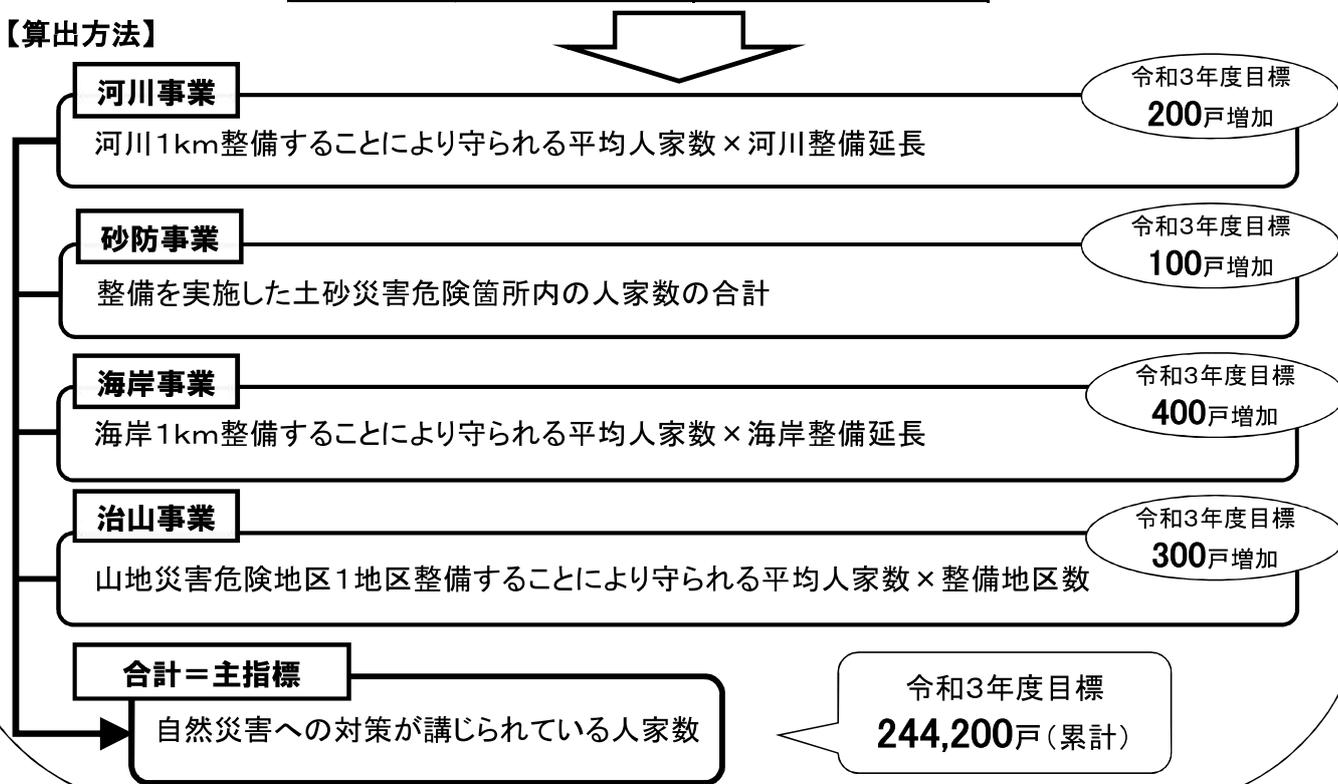
河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

(令和3年度目標値の内訳)

河川、砂防、海岸、治山事業の整備計画等に基づき、予算状況や整備の進捗状況を踏まえて、令和3年度は1,000戸増加を目標値とします。

	自然災害	整備指標
河川事業	洪水浸水	河川延長
砂防事業	土砂災害	土砂災害危険箇所数
海岸事業	高潮浸水	海岸延長
治山事業	山腹崩壊等	山地災害危険地区数

【算出方法】



副指標 洪水浸水想定区域図作成河川数(累計)

(指標の考え方)

三重県管理河川546河川の内、洪水浸水想定区域図を作成した河川数

(令和3年度目標値の内訳)

人的・資産被害の大きな河川や浸水リスクの高い河川(水位計で水位を観測している河川等)を優先して作成するものとし、令和3年度は11河川(累計153河川)作成することを目標値とします。

副指標 要配慮者利用施設、避難所の保全施設数(累計)

(指標の考え方)

自力での避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設、避難所843施設の内、保全がされた数

(令和3年度目標値の内訳)

令和2年度実績304施設から、更に3施設(累計307施設)完成させることを目標値とします。

副指標 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

(指標の考え方)

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

(令和3年度目標値の内訳)

緊急輸送道路上の橋梁553橋のうち488橋について完了。令和3年度は10橋を完了させ、進捗率90%(累計498橋)を目標値とします。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路*の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で令和2年度目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）		7.4km	1.00	20.0km		29.6km
	—	7.5km				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長					
3年度目標値の考え方	令和3年の「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」の開催に向け、県内外の交流・連携を広げる道路ネットワークを形成するとともに、県民生活の安全性・利便性の向上をめざして、令和3年度までに20.0km新規供用することを目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
橋梁の修繕完了率		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）		280m	1.00	340m		470m
	240m	280m				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	30,305	31,743	51,466		
概算人件費		2,988			
(配置人員)		(328人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度に開催される「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」および「第9回太平洋・島サミット」に向け、県内外からの来場者の安全性・利便性の向上を図るため道路整備を進めるとともに、快適かつ安全な移動を確保するため道路の適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ②近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理を取り巻く環境は大きく変化してきています。道路交通の円滑化、安全・安心の確保、維持管理業務の効率化等を図るため、交通状況や路面状況のモニタリング等にICTやAIなどの先端技術を活用していく必要があることから、道路交通モニタリングとして観光地周辺やIC付近にAIカメラを設置し、交通量の計測を開始しました。引き続き、システムの改善や維持管理業務での活用などについて、検討を進める必要があります。
- ③量的な道路整備が一定程度図られつつある中、自動車を中心とする交通円滑化や交通安全の推進だけでなく、地域の活性化や新たな生活様式の実現に向けた道路空間の再構築も進めていく必要があります。県都の顔となる津駅において、駅周辺の道路空間の再編を図るため、「津駅周辺道路空間検討会」を設立し、経済界や交通事業者等へのヒアリングを実施しながら、活性化や防災等さまざまな視点から検討を行い、県民の皆様からのご意見を参考に基本的な方向性をとりまとめました。今後は、整備方針の検討等をさらに進めていく必要があります。
- ④近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として、幹線道路網の整備促進に重点的に取り組んできました。令和2年度には、紀勢自動車道の暫定2車線区間の4車線化について、勢和多気JCTから大宮大台ICまでの区間約10.9kmが事業着手区間に決定されるとともに、直轄国道では、未事業化区間であった鈴鹿四日市道路が新規事業化されました。また、これまで都市計画決定に向け取り組んできた鈴鹿亀山道路は、令和3年2月に都市計画の告示を行いました。引き続き、整備促進を図るため、高規格幹線道路および直轄国道の開通見通しの早期公表や早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。
- ⑤地域から高速道路ネットワークへのアクセスの向上を図るとともに、自然災害時の避難に資する県管理道路の整備を推進しています。また、地域ニーズにきめ細かに応えるため、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら整備を推進しています。しかし、頻発する自然災害への備えや歩行者の安全確保など多くの課題が残されています。引き続き、高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図るとともに防災、安全に資する県管理道路の整備と、地域ニーズへの的確な対応に向けた県管理道路の整備を推進する必要があります。

⑥通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクル*を確立し、計画的な修繕・更新を実施しており、区画線については平成 29 年度調査で判明した剥離度Ⅳ（極めて剥離の進んだ）約 1,400km の引き直しを完了させました。また、未就学児の安全確保を図るため、令和元年の点検で判明した箇所の方策を実施しました。

道路利用者が安全かつ安心して通行するためには、すべての道路管理者が連携してメンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があることから、今後も、計画的な修繕を進めるとともに、通学児童や未就学児の安全確保を図る必要があります。

⑦県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、緊急物資輸送ルートの機能を確保するための臨港道路橋梁の耐震化を進める必要があります。

・高規格幹線道路、直轄国道の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果、「主指標」について目標を達成できました。

令和 3 年度の取組方向

【県土整備部 次長 関 泰弘 電話:059-224-2651】

- ①「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」における会場へのアクセスルートとして期待される国道 42 号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）(L=5.4km) および県道館町通線（御側橋）や県道上野大山田線他 2 路線 (L=2.1km) の供用をめざします。また、両大会に向けた維持管理についても、快適かつ安全な移動を確保するため、関係機関と連携・協議のうえ、舗装修繕や路面標示・除草など必要な対策を実施します。
- ③平常時はもとより感染症や災害の発生時においても、的確に情報発信等ができるよう、AIカメラで計測した道路交通量データを公表するとともに、官民連携による道の駅等へのデジタルサインの整備を検討します。また、道路等施設の状況を遠隔で把握し、迅速に適切な管理を行うことができるよう、スマートフォン等を活用したシステム等を構築していきます。さらに、加速する社会のデジタル化の動きをふまえ、路面標示の劣化状況の判定など、AI技術の導入に向けた課題や実用化等について県警等と共に検討し、管理の高度化、省力化をめざします。加えて、道路インフラ側から自動運転を支援する手法等について、先進事例を参考に検討していきます。
- ④津駅周辺において、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進するため、とりまとめた基本的な方向性をもとに、道路空間の整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を津市と協働して進めます。また、このプロジェクトをモデルとした道路空間の有効活用等について、県内各地への波及を検討します。

- ⑤産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、成長力を強化する物流ネットワークの強化、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を推進します。具体的な取組として、沿線への企業進出件数などのストック効果の発現状況や観光集客への波及効果など、道路整備が確実に地域の生産性向上や地方創生に資することを示すなど、地域住民や企業等と連携し、国等に働きかけます。また、県内外の交流・連携を広げる道路ネットワークの形成をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。
- ⑥高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や緊急輸送道路等の整備を図るとともに、地域ニーズへの的確な対応に向けて、待避所の整備など早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を推進するため、県道津久居線（久居工区）、県道伊勢大宮線（野添工区）等の供用をめざします。
- ⑦道路利用者等が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、計画的な点検、効果的な修繕を行うとともに、剥離が進んでいる区画線の引き直しを計画的に実施するなど、適切な維持管理を進めます。また、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を進めます。さらに、通学児童等の安全確保を図るための対策や、太平洋岸自転車道のサイクリング環境創出など、道路施設の機能向上を図ります。加えて、新たな価値の創出につながるよう道路空間の利活用の促進について検討します。
- ⑧港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、津松阪港（大口地区、新堀地区）、宇治山田港および鶴殿港において老朽化対策を進めます。また、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）の耐震対策を進めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策351 道路網・港湾整備の推進

補足資料

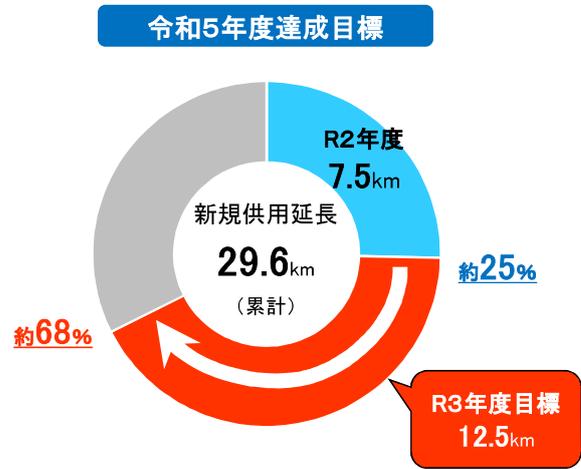
主指標 県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長(累計)

(指標の考え方)

大規模自然災害への備えや地域の新たな課題に対応し、産業・経済・生活等を支える基盤として道路ネットワークの形成を推進する必要があることから選定しました。

(令和3年度目標値の内訳)

「三重とわか国体」「三重とわか大会」における会場へのアクセスルートとして期待される国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(L=5.4km)および県道館町通線(御側橋)や県道上野大山田線他2路(L=2.1km)をはじめ、計12.5kmの新規供用をめざします。



副指標 橋梁の修繕完了率

(指標の考え方)

平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故などを受けて、平成25年に道路法の一部が改正され、橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識の6施設について、5年に1回の点検実施が義務づけられました。

三重県では5年に1回の点検の結果、修繕が必要と判断された施設については、次回点検(5年後)までに修繕を実施することとしています。

(令和3年度目標値の内訳)

平成28年度点検に基づく修繕を、次回点検実施の令和3年度までに100%完了することをめざします。

	副指標					
	橋梁(橋)	トンネル(箇所)	横断歩道橋(橋)	シェッド(基)	大型カルバート(基)	門型標識(基)
要点検施設数(R3.3.31時点)	4,215	127	104	22	44	21
H28年度点検数	833	0	26	5	0	5
要修繕数	54	0	0	1	0	0
R3年度点検までの修繕数(目標)	54 (100%)	—	—	1 (100%)	—	—

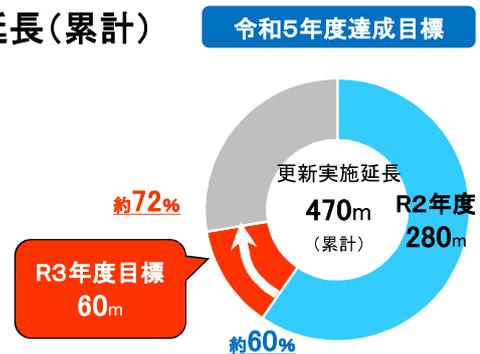
副指標 県管理港湾における岸壁等の更新実施延長(累計)

(指標の考え方)

岸壁等の港湾施設の安全性、利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新を実施し、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。

(令和3年度目標値の内訳)

津松阪港(大口地区)をはじめ、計60mの岸壁等の更新実施延長をめざします。



【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープラン*に示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標値は達成したものの、副指標については目標値に達していない項目があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定（変更）が行われた都市計画区域の数（累計）		1区域	1.00	3区域		7区域
	—	1区域				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制（区域区分）の基本方針および土地利用（用途地域、地域地区）や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定（変更）を行った都市計画区域の数					
3年度目標値の考え方	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された方針が、着実にまちづくりに反映されることをめざし、令和3年度に新たに2区域において都市計画決定（変更）することを目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長（累計）		—	—	300m		1,290m
	—	—				
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合		22.8%	0.90	48.6%		100%
	—	20.5%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,885	2,952	4,386		
概算人件費		1,038			
(配置人員)		(114人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、都市計画の目標や主要な都市計画の決定方針等を示す都市計画区域マスタープランを、県内すべての都市計画区域において改定しました。改定後の新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画の変更を行うとともに、街路における通学路等の安全対策や緊急輸送道路となっている区間の電線共同溝工事に着手するなど、都市基盤の整備を進めました。引き続き、持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、鳥羽市の景観計画の策定を支援するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
 - ② 県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方には県営住宅への一時入居を認めたほか、家賃の減免を行いました。また、民間住宅については、空き家対策を実施する市町への支援とともに、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性等を備えた長期優良住宅の認定を行いました。引き続き、人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処や住宅確保要配慮者への支援などが求められています。
 - ③ 建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。
- ・「主指標」については、新都市計画区域マスタープランの内容に沿って北勢都市計画区域と大安都市計画区域をいなべ都市計画区域に統合する都市計画変更を行い、令和2年度の目標を達成できました。
- ・「副指標」の「県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合」については、市町営住宅での工事が予定どおり実施できなかったことから、目標を達成できませんでした。今後も、引き続き、公営住宅の長寿命化工事が計画通り実施できるよう取り組む必要があります。

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、令和2年度に策定した新都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や緊急輸送道路となっている区間の電線類の地中化等による都市基盤の整備を進めます。県営都市公園においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーション*への対応や利用状況を把握するためのAIカメラの導入検討、Park-PFIの手法を用いた新たな賑わいづくりのための整備を進めます。さらに、市町の景観づくりに向けた取組の支援、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実等により、地域の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進めます。
- ③三重県公営住宅等長寿命化計画*に基づき県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、市町営住宅の長寿命化工事が計画通り実施できるよう、市町に対して技術的助言等の支援を行います。また、県営住宅について、需要が多い高齢者世帯や子育て世帯向けの住戸を増やすなど、入居者の増加を図ります。民間住宅については、老朽空き家の除却や活用可能な空き家の改修など市町が実施する空き家対策への支援を強化するとともに、住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の普及促進や相談会の開催など居住支援の取組を進めるほか、長期優良住宅の認定等を適確に実施します。
- ④建築基準法に基づき、新築建築物等に対して確認審査や完了検査等を適確に実施するとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物に対して定期調査報告の内容を確認し、必要な改善指導を行うなど、適正な建築物の維持保全の促進に取り組めます。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、都市計画法に基づき開発許可申請の審査や開発工事の完了検査を適確に実施します。
- ⑤コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用し、いつでも効果的に運動できるよう、県営都市公園内における既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施するとともに、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。(みんつく予算)

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

補足資料

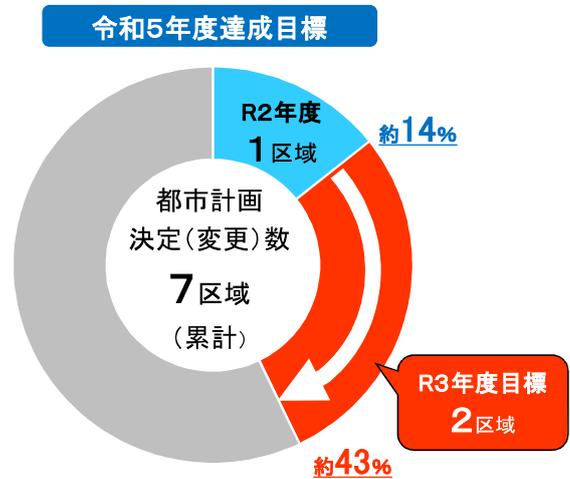
主指標 新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数(累計)

(主指標の考え方)

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて改定された新都市計画区域マスタープランに沿って、都市計画が進められていることを示しています。

(令和3年度目標値の内訳)

改定後の新都市計画区域マスタープランで示された方針が、着実にまちづくりに反映されることをめざし、令和3年度に新たに2区域において都市計画決定(変更)することを目標値として設定しました。



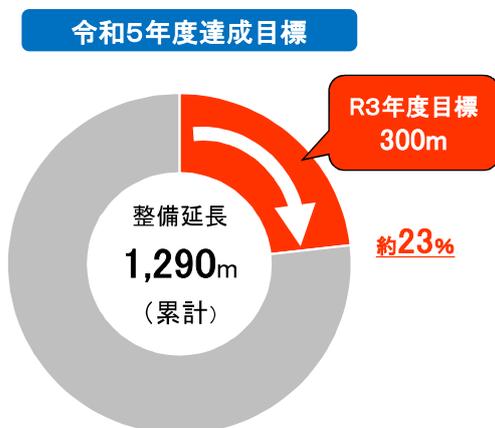
副指標 街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)

(副指標の考え方)

街路における令和5年度の歩道および電線共同溝の整備延長1,290m(服部橋新都市線620m〔歩道〕+外宮度会橋線〔第2工区〕670m〔電線共同溝〕)を目標値として設定しました。

(令和3年度目標値の内訳)

街路における令和3年度の歩道および電線共同溝の整備延長300m(服部橋新都市線300m〔歩道〕)を目標値として設定しました。



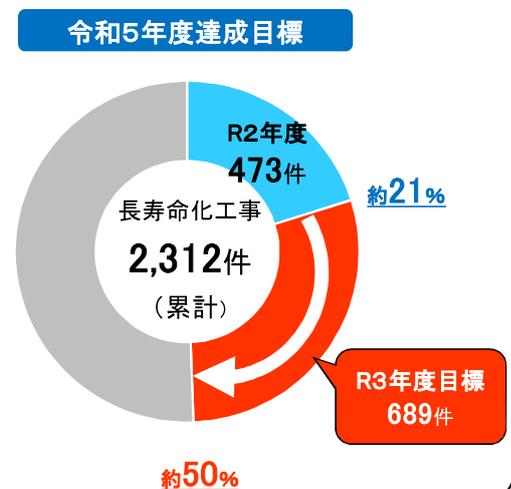
副指標 県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合

(副指標の考え方)

既存住宅の活用に向け、予防保全の観点から、県および市町の公営住宅の長寿命化を進める必要があることから選定しました。

(令和3年度目標値の内訳)

令和5年度末で累計2,312戸の長寿命化工事を実施するため、令和3年度は県営住宅において106戸、9市町の市町営住宅において583戸の計689戸の工事の実施を目標値として設定しました。



【主担当部局：県土整備部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標は目標値を達成したものの、主指標については目標値に達していないことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業の 適正化率		100%	0.97	100%		100%
	100%	97.2%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「三重県公共事業評価審査委員会」と「三重県入札等監視委員会」の調査審議において適正とされた割合の平均値					
3年度目標値 の考え方	公共事業は、実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施することが必要不可欠であることから、目標値を100%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業の平 準化率		80.0%	1.00	80.0%		80.0%
	75.0% (30年度)	80.0%				
入札参加者の 地域・社会貢献 度		85.0%	1.00	86.0%		88.0%
	84.0%	87.4%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,466	4,532	4,508		
概算人件費		1,512			
(配置人員)		(166人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、再評価・事後評価対象事業全てについて評価が妥当であると認められました。引き続き、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性を確保していく必要があります。
 - ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、対象案件18件のうち工事の入札1件について、予定価格に違算があったことから意見具申があり、再発防止策を策定しました。他の対象案件17件については適正と認められました。引き続き、適正な入札制度の運用に努め、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
 - ③地域の建設業が、地域の安全・安心や雇用の確保などの役割を将来にわたって果たせるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化やICT活用工事の試行拡大などを進めました。引き続き、これらの取組を進める必要があります。
 - ④電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムの更新業務に着手しました。引き続き、電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、新たな設計積算システムの令和3年度中の運用開始に向けて更新業務を進める必要があります。
 - ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、工事現場や事業所における感染予防対策の周知徹底を行うとともに、受注者から申出のあった工事一時中止や工期延長などについて適切に対応しました。引き続き、同感染症対策を講じるとともに、建設工事等のデジタル化・スマート化を進め、非接触・リモート型の働き方への転換等を図る必要があります。
 - ⑥県発注の公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向け、不当要求などが発生した場合の体制等の整備を進めるとともに、警察や建設業界などと連携した組織の設置等について準備を進めました。引き続き、不当要求等の根絶に向け、取り組む必要があります。
- ・「主指標」については、「三重県入札等監視委員会」において1件の工事で意見具申があったため、目標を達成できませんでした。
- 今後も引き続き公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施するよう取り組む必要があります。

- ①「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、適正な執行に取り組みます。
- ②「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応するための入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。また、令和2年度に策定した再発防止策については、検証を行いながら必要に応じて改善するなど適切に運用していきます。
- ③地域の建設業が未来に存続し、その役割を果たせるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化およびICT活用工事によるi-Constructionの推進、BIM/CIMの導入などの各種取組を進めるとともに、これらの取組を引き続き市町へ要請します。
- ④公共事業の適正な執行のために、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用を図ります。また、新たな設計積算システムへの更新により、業務を効率化できるよう、現システムでは手作業で行っていた積算を自動化・省力化する機能や、積算基準の改定に迅速に対応する機能を付加し、令和3年度中の運用開始をめざします。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるため、対面での接触を回避しながら移動時間等の削減が可能となる、ウェアラブルカメラやタブレット等を使用した遠隔臨場やWeb会議等の活用など、データとデジタル技術を活用し、DX*の推進に取り組みます。
- ⑥警察や建設業界等と連携した協議会を設置し、県発注公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた対策を実施していきます。また、対策については適宜改善するとともに、定期的に検証し継続実施に向けた取組を行っていきます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

主指標 公共事業の適正化率

(指標の算出方法)

$$\text{公共事業の適正化率 (\%)} = (\text{①} + \text{②}) / 2$$

① 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を示す指標として、「三重県公共事業評価審査委員会」で審議された事業のうち、適正と評価された事業の割合 (%)

② 事業が適正に行われていることを示す指標として、「三重県入札等監視委員会」で審議された入札のうち、適正とされた入札の割合 (%)

【令和3年度目標値】 $(100\% + 100\%) / 2 = 100\%$

三重県公共事業評価審査委員会で再評価4事業、事後評価1事業の計5事業の審議を行うこととしています。

$$5 / 5 = 100\%$$

三重県入札等監視委員会は四半期毎の年4回開催し各回委員抽出による4件を審議、計16件の入札を審議する予定としています。

$$16 / 16 = 100\%$$

【令和2年度実績値】 $(100\% + 94.4\%) / 2 = 97.2\%$

三重県公共事業評価審査委員会で再評価14事業、事後評価2事業の計16事業の審議を行い、すべての事業について適正と評価されました。

$$16 / 16 = 100\%$$

三重県入札等監視委員会で18件^{※1}の入札の審議を行い、17件^{※2}が適正と認められました。

$$17 / 18 = 94.4\%$$

※1 令和2年度に開催した5回の委員会で、委員抽出案件17件、入札参加者からの苦情申立をうけ審議を行ったもの1件。
 ※2 苦情申立の審議について意見具申があったため。

副指標 公共事業の平準化率

(指標の考え方)

工事量の偏り(閑散期と繁忙期)を解消し、年間を通した工事量が安定することで長時間労働の是正や現場の処遇改善、生産性の向上に資すると考えられることから設定。

$$\text{平準化率 (\%)} = (\text{4~6月の平均稼働金額}) / (\text{年間平均稼働金額})$$

【令和3年度目標値】 80%

※現状値(平成30年度実績: 75%)を上回ることを目標として設定

副指標 入札参加者の地域・社会貢献度

(指標の考え方)

地域・社会に貢献できる建設企業を育成することは、公共事業への信頼感が向上することから設定。

$$\text{地域・社会貢献度 (\%)} = \text{総合評価方式における地域・社会貢献に関する評価項目(8項目^{※3})の取組実績の平均取得率}$$

【令和3年度目標値】 86%

※現状値(令和元年度実績: 84%)から、近年の取組状況をふまえて、毎年度1%ずつ向上するものとして設定

※3 地域貢献3項目(地域維持型 美化活動 災害協定)
 社会貢献5項目(次世代育成 男女共同参画 環境マネジメント、障がい者雇用、人権取組)

三重県新広域道路交通ビジョン・計画の策定について

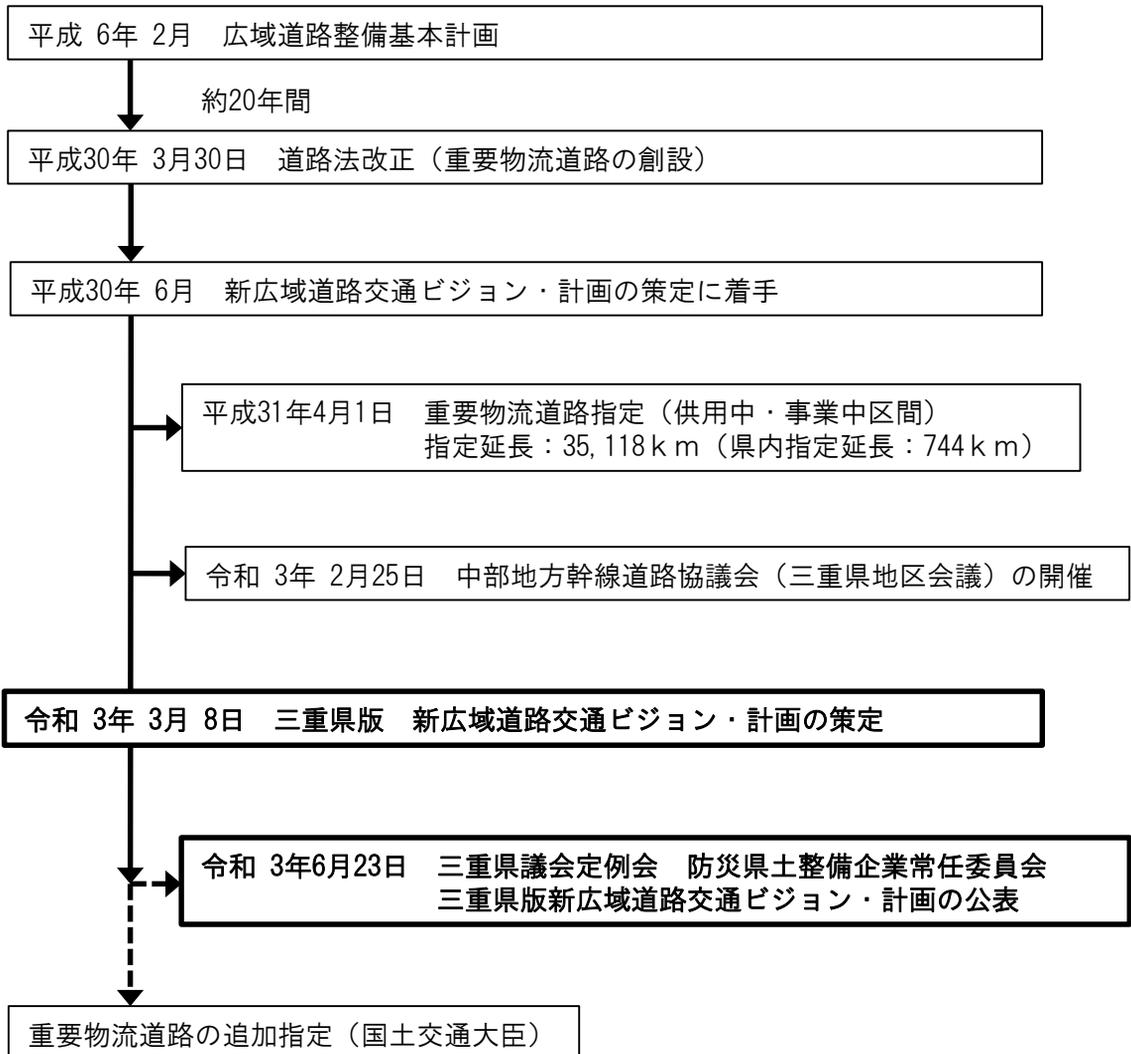
1 概要

平成6年に広域道路整備基本計画が策定され、約20年間見直しが行われていないことに加え、平成30年3月の道路法の改正により、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設され、これを契機に広域道路ネットワークを見直すことになりました。

重要物流道路は、新たな国土構造の形成、グローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応える広域道路ネットワークを検討した上で、効果的に指定されることとなります。

このため、各都道府県において、新たな広域道路交通ビジョン・計画を策定することとなり、本県においても、令和3年3月に「三重県新広域道路交通ビジョン・計画」を策定し、令和3年6月23日に公表するものです。

2 これまでの経緯と今後の予定



三重県新広域道路交通ビジョンの概要

1. 現状や課題および施策 (みえ県民カビジョン・第三次行動計画 (令和2年4月) から抽出)

【現状や課題】



- 防災・減災体制の強化と災害対応力の充実・強化
- 交通安全対策の一層の推進
- 地球温暖化の「緩和」と回避・軽減する「適応」の取組



- 地域の活力の向上



- 強いで多様な産業構造の構築
- 観光産業の高付加価値化と受入れ環境の整備
- 安心と活力を生み出す基盤の整備

【施策】

- ①防災・減災対策を進める体制づくり
- ②災害に強い県土づくり
- ③交通事故ゼロをめざす安全なまちづくり
- ④環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- ⑤市町との連携による地域活性化
- ⑥南部地域の活性化
- ⑦東紀州地域の活性化
- ⑧ものづくり・成長産業の振興
- ⑨Society5.0時代の産業の創出
- ⑩戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
- ⑪世界から選ばれる三重の観光
- ⑫国際展開の推進
- ⑬道路網・港湾整備の推進
- ⑭安心を支える未来につなげる公共交通の充実
- ⑮安全で快適な住まいまちづくり

2. 広域的な道路交通の課題 (三重県総合交通ビジョン (平成27年3月) から抽出)

1. 県民の日常生活を支える交通に対する課題

- (1) 観光地および施設周辺での局地的な渋滞の解消
- (2) 県内道路の整備

2. 交流や経済活動を支える交通に対する課題

- (1) 地域間道路交通ネットワークの機能の確保
- (2) 広域交通結節点へのアクセス交通の確保
- (3) ミッシングリンクやボトルネックの解消
- (4) 総合港湾としての四日市港の機能強化

3. 安全・安心な交通に対する課題

- (1) 安全・安心な移動の実現
- (2) 災害に強い交通施設の整備の推進
- (3) 命を支える道路の整備

4. 次世代を支える交通に対する課題

- (1) 新たな交通技術や情報通信技術を活用した交通のあり方検討

3. 広域的な道路交通の基本方針 (三重県総合交通ビジョン (平成27年3月) から抽出)

【広域道路ネットワーク】

- (1) 県民の日常生活を支える渋滞緩和のための道路ネットワークの強化
- (2) 県内外との交流・連携を支える都市間ネットワークの強化
- (3) 産業集積地域における経済活動を支える物流ネットワークの強化
- (4) 観光周遊や観光誘客のための主要な観光地を連絡するネットワークの強化
- (5) 県民の皆さんの安全・安心のためのネットワークの強化

【交通・防災拠点】

- (1) 広域交通結節点の機能強化
- (2) リニア中央新幹線県内中間駅へのアクセス強化
- (3) 安全・安心を高めるための防災拠点の機能強化

【ICT交通マネジメント】

- (1) 次世代を見据えた交通基盤の整備

三重県新広域道路交通計画の概要

1. 計画の概要

(1) 計画の性格

概ね20～30年間の中長期的な視点で、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化やICT・自動運転等の技術の進展を見据えて策定する。

(2) 計画の位置づけ

<中部ブロック版> ビジョン（ブロック版） + 計画（ブロック版）

三重県 新広域道路交通ビジョン

- 中長期的な視点で、三重県における今後の広域的な道路交通施策の方向性をとりまとめ、広域的な道路交通の課題、基本方針を整理



三重県 新広域道路交通計画

- ビジョンに基づき、各種関連計画や道路整備状況、隣接各県の道路計画等を踏まえて以下の3計画を策定

広域道路ネットワーク計画

- 高規格幹線道路やこれを補完する広域的な道路ネットワークを中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を実施
- 平常時・災害時および物流・人流の視点を踏まえた広域道路ネットワーク計画を策定

交通・防災拠点計画

- 主要鉄道駅等の交通拠点について、モーダルコネクトの強化策に関わる計画を策定
- 「道の駅」の防災機能の強化策に関わる計画を策定

ICT交通マネジメント計画

- ICTや自動運転等の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関わる計画を策定

2-1. 広域道路ネットワーク計画

(1) 広域道路ネットワークの階層と要件

■ 高規格道路：概ね60km/h以上のサービス速度

- ①ブロック都市圏※1間を連絡する道路
- ②ブロック都市圏内の拠点連絡※2や中心都市※3を環状に連絡する道路
- ③上記道路と重要な空港・港湾※4を連絡する道路

■ 一般広域道路：概ね40km/h以上のサービス速度

- ①広域交通の拠点となる都市※5を効率的かつ効果的に連絡する道路
- ②高規格道路や上記道路と重要な空港・港湾等※6を連絡する道路

■ 構想路線：高規格道路としての役割が期待されるものの、個別路線の調査に未着手の段階の道路

- ※1 中枢中核都市や連携中枢都市圏、定住自立圏等
- ※2 都市中心部から高規格幹線道路ICへのアクセスを含む
- ※3 三大都市圏や中枢中核都市、連携中枢都市
- ※4 拠点空港、その他ジェット化空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾
- ※5 中枢中核都市、連携中枢都市、定住自立圏等における中心市
上記圏域内のその他周辺都市（2次生活圏中心都市相当、昼夜率1以上）
ただし、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域における都市への到達が著しく困難な場合を考慮する
- ※6 拠点空港、その他ジェット化空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、三大都市圏や中枢中核都市の代表駅、コンテナ取扱駅

(2) 広域道路ネットワークの強化の方向性(基本戦略)

基本戦略1 中枢中核都市等を核としたブロック都市圏の形成

基本戦略2 我が国を牽引する大都市圏等の競争力や魅力の向上

基本戦略3 空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化

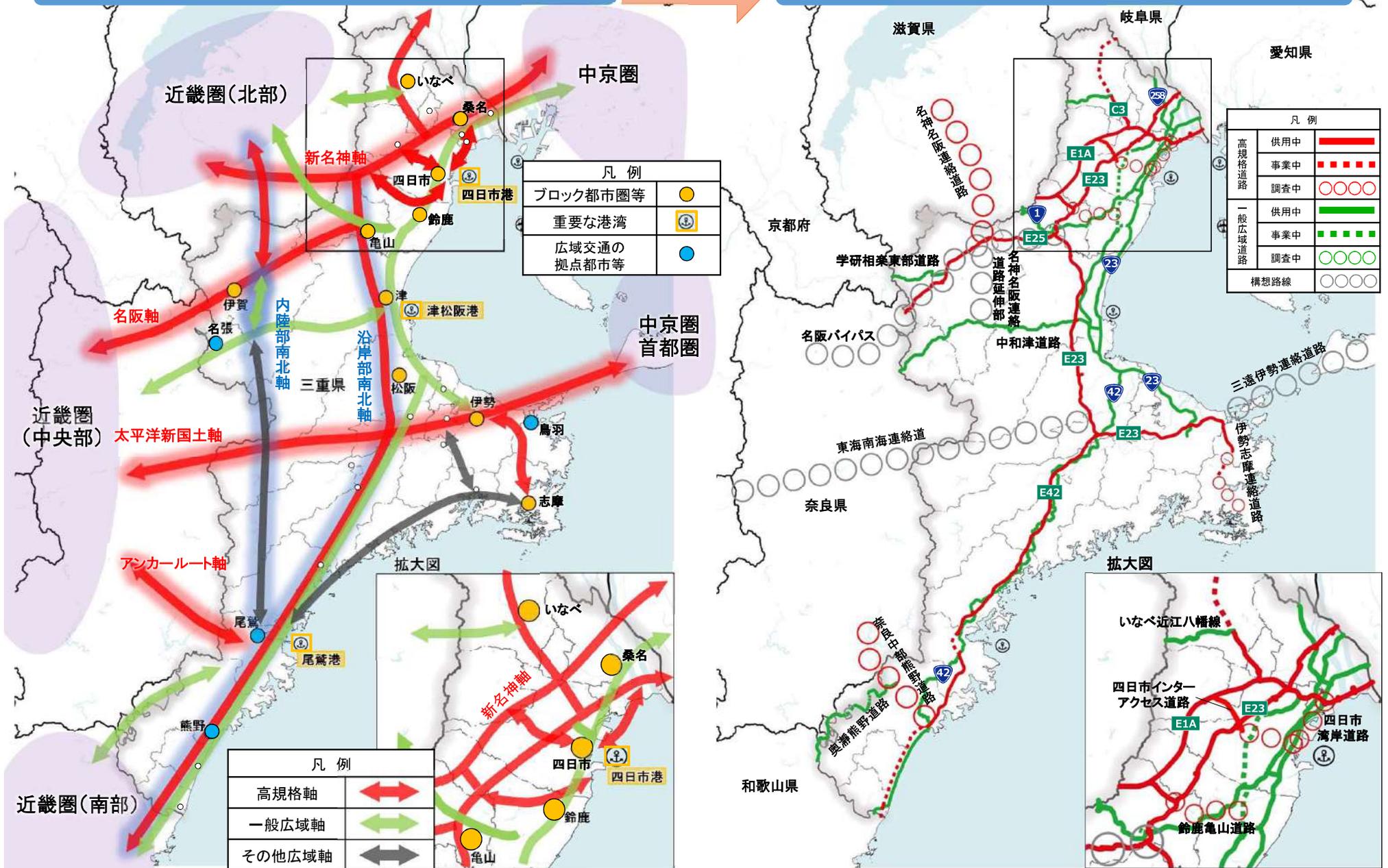
基本戦略4 災害に備えたりダンダンシー確保・国土強靱化

基本戦略5 国土の更なる有効活用や適正な管理

2-2. 広域道路ネットワーク計画

三重県の広域的な道路ネットワーク

広域道路ネットワーク計画(中長期:概ね20~30年後)



3-1. 交通・防災拠点計画<総合交通ターミナル>

(1) 方針

- 南北に長い三重県土において、これを縦貫する高速道路ネットワークの整備が進んでおり、今後は、高速道路の有効活用とともに、鉄道や高速バス等の広域交通モードの接続を強化することによって、多極連携の地方創生を目指す。
- このため、地域の中心的な役割を担い、観光や防災等の広域的な公共交通の拠点となる主要駅等において、交通モード間の利便性・代替性を高めるための総合交通ターミナル整備や、高速道路とのアクセス改善等を推進する。

(2) 取組内容

① 総合交通ターミナルの整備

鉄道と高速バスのクロスポイントを中心に、利便性の高い総合交通ターミナルの整備を推進する。高速バス路線が集中する「四日市」、「津」周辺より着手し、他の地域へと展開を図る。



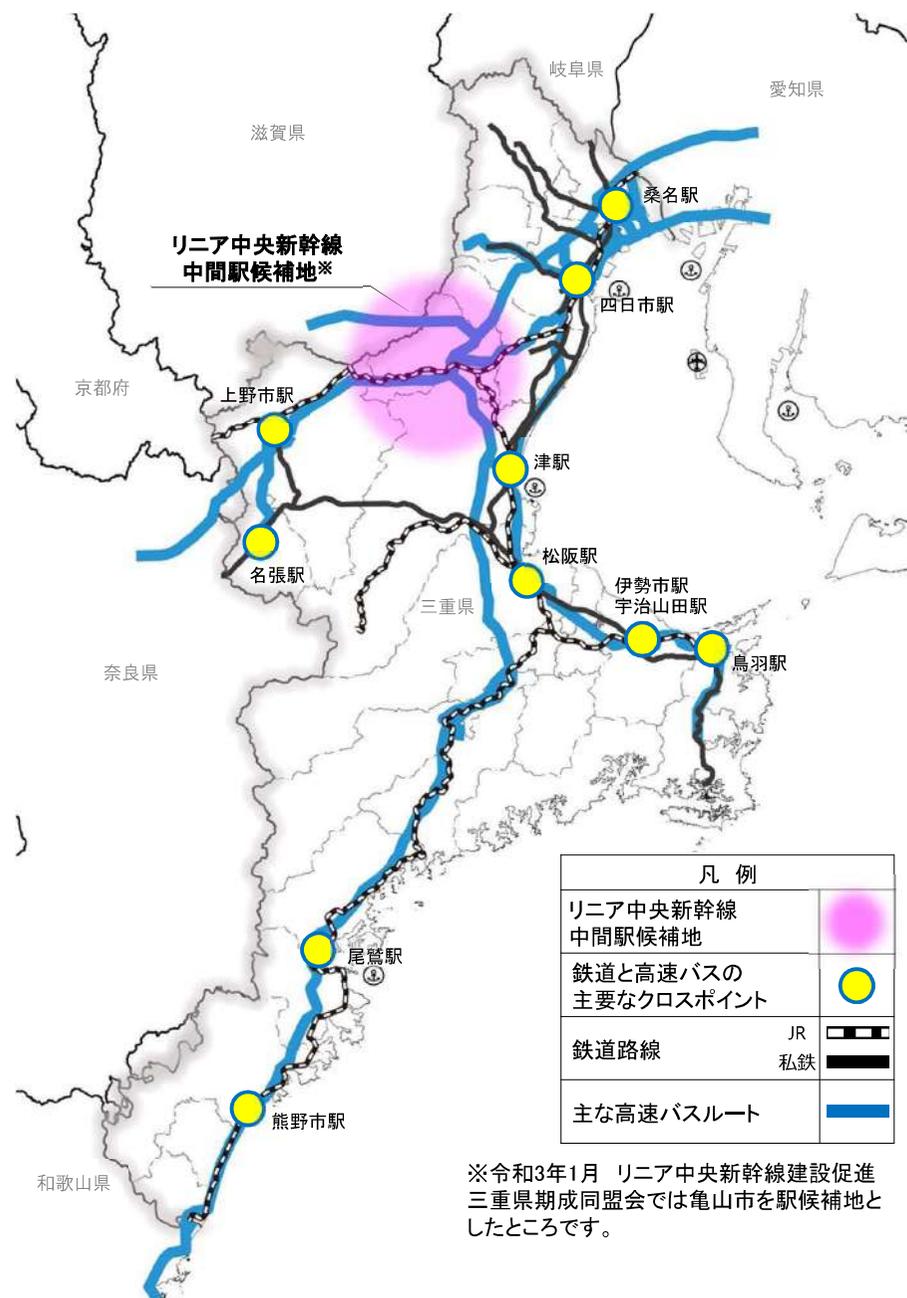
② リニア中央新幹線との連携

リニア中央新幹線の高速性を最大限に活かして得られる効果を広域的に波及させるため、「中間駅」周辺において、高速道路とのアクセス強化や、各地を結ぶ交通ネットワークの充実を図る。



③ 交通拠点周辺における空間の再生

交通拠点整備や駅前再開発事業等にあわせ、周辺の道路空間等を再編し、地域の活力を引き出す取組を官民連携で実施する。



3-2. 交通・防災拠点計画<道の駅>

(1) 方針

- 三重県では、県内に18箇所(令和3年2月現在)の「道の駅」が設置。災害の頻発化・激甚化を踏まえ、物資輸送、避難、救助活動の重要な拠点となる「道の駅」について、他の防災拠点と連携するとともに、ソフト・ハード一体となった防災機能を強化する。

(2) 取組内容

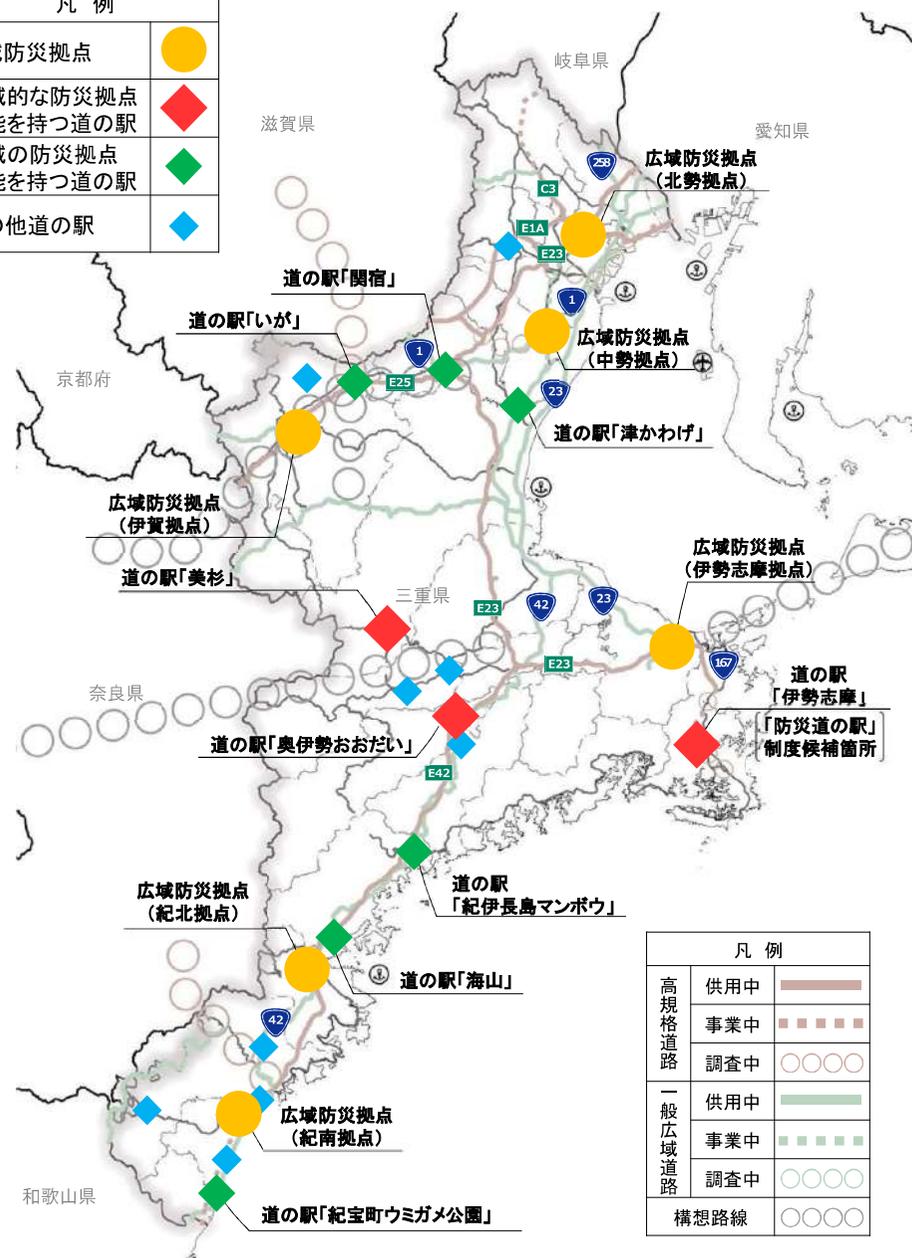
① 広域的な防災拠点機能を持つ「道の駅」

地域住民だけではなく、広く道路利用者、外国人観光客等への安全・安心な場の提供や、広域的な救助活動、物資輸送等の拠点となる「道の駅」について、他の防災拠点との連携や、「防災道の駅」制度を活用しつつ、ヘリポート、無停電化など広域防災機能を強化する。

② 地域の防災拠点機能を持つ「道の駅」

地域の防災計画等に基づき、地域住民の避難など災害時に求められる機能を強化するとともに、BCPの策定など、地域の復旧・復興の拠点としての機能を確保する。

凡例	
広域防災拠点	●
広域的な防災拠点機能を持つ道の駅	◆
地域の防災拠点機能を持つ道の駅	◇
その他道の駅	◇



道の駅	所在地	現 状		
		広域受援計画	地域防災計画	接続する道路
広域的な防災拠点機能を持つ道の駅				
道の駅 伊勢志摩 ※「防災道の駅」制度の候補箇所	志摩市	○		国道167号 ・代替補完路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 奥伊勢おおだい	大台町	○		国道42号 ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 美杉	津市	○		国道368号 ・第2次緊急輸送道路
地域の防災拠点機能を持つ道の駅				
道の駅 津かわげ	津市		○	国道23号(中勢BP) ・重要物流道路 ・第3次緊急輸送道路
道の駅 関宿	亀山市		○	国道1号 ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 いが	伊賀市			国道25号(名阪国道) ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 紀伊長島マンボウ	紀北町		○	国道42号 ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 海山	紀北町		○	国道42号 ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路
道の駅 紀宝町ウミガメ公園	紀宝町		○	国道42号 ・重要物流道路 ・第1次緊急輸送道路

4. ICT交通マネジメント計画

(1) 方針

- 三重県は県内に多くの観光地を有し、自動車保有率も非常に高いなど、地域経済を支えていくためには、平常時・災害時を含めて、道路交通の機能を確保することが重要である。また、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、自動車だけではなく、歩行者等も含めた交通を動的にマネジメントすることが重要となっている。
- このため、リアルタイムにビッグデータの収集が可能なICTの活用や、今後の普及が見込まれる新たなモビリティへの道路インフラ側からの支援など、道路のデジタル化を推進する。

(2) 取組内容

① AIカメラによる交通モニタリング

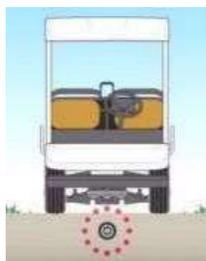
画像解析により自動車、歩行者等のデータ収集や異常検知が可能なAIカメラについて、国の高速道路や直轄国道への配備と連携しつつ、県が管理する道路にも配備し、ETC2.0データ等も活用しながら、利用者への提供も含めた高度な道路交通管理を推進する。



(R2.9~「道路のAI活用検討会」(国,NEXCO,県)を設置)

② モビリティサービスへのインフラ支援

MaaSや新たなモビリティサービスについて、収集した道路交通データの提供や、交通・防災拠点の整備、道路空間の再編等により、サービスの導入が促進する環境を創出する。



③ 路上デジタルサイネージの活用

コロナ禍における車道の道路情報板の活用を踏まえ、歩道上においても、防災、観光等の情報を提供するためのデジタルサイネージを官民連携で導入する。

(3) 取組事例

AIカメラによる交通モニタリング

AIを活用して安全・安心で円滑な移動の実現と道路維持管理の高度化、効率化を！

- 交通量・渋滞・事故等の現場状況
- 異常気象時の道路冠水・雪等による車両停滞状況
- 区画線や路面性状の状況などシームレスに把握できない

AI

- 平時でも災害時でもコロナ禍でも！ AIによる画像解析で交通状況(車・自転車・歩行者)や路面状況などのモニタリングが可能に！
- 迅速で効果的な交通状況の情報提供
- 適切で効率的なメンテナンス

まず、今後起こりうる感染症対策に活用！

道路交通のピーク情報、トレンド情報の把握が常時可能に！

AIによる画像解析

データを蓄積

トレンドを予測

ピーク時間、時期などを避けた利用の呼びかけ、感染症対策(行動自粛)の効果計画などに活用

さらに、維持管理の高度化、効率化にも活用可能！

交通状況

- 平常時: 渋滞、事故等の対策、新規道路計画、整備効果把握、道路空間再編への活用等
- 災害時: 異常気象時の道路冠水、事故、雪等による車両停滞状況の自動検知等

道路メンテナンス

- 区画線: 剥離や視認性の計測による引き直し時期の判断等
- 路面性状: ひび割れややわらかさの計測による舗装の打ち替えの判断

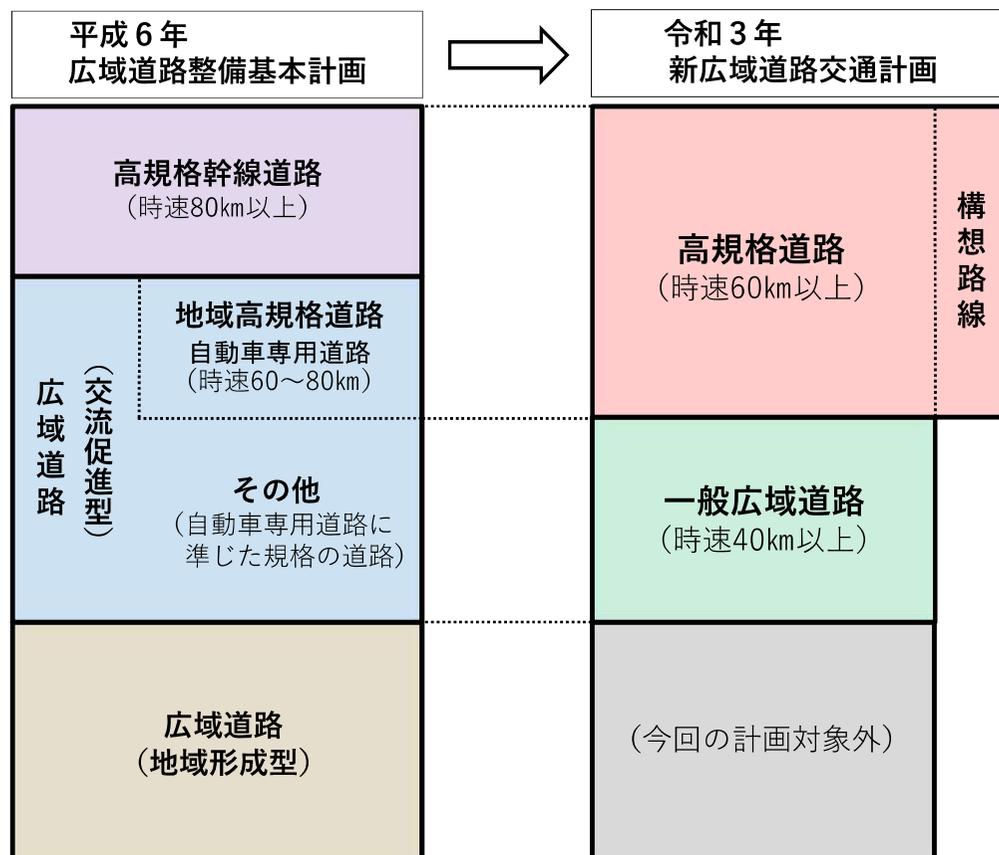
観光地や主要駅周辺の県管理道路にAIカメラを10機配備！

空飛ぶクルマによる新たなサービスの創出

2020年3月に「空飛ぶクルマ三重県版ロードマップ」を策定。三重県では、下図の3つをテーマの柱として「空飛ぶクルマ」の活用を図る。

1	2	3
観光産業での新たな価値の創出	離島・過疎地域など生活不便地の利便性向上	災害時の緊急支援 / 産業の効率化
		

(参考) 前計画との違い





みえ花と絆のプロジェクト

～地域との協働で、優しい絆を創る～

三重県 県土整備部

1. みえ花と絆のプロジェクトについて

少子高齢化、人口減少など生活環境の変化により、地域コミュニティの絆が弱くなっています。

しかし、毎年のように異常気象による災害が発生する状況において、災害弱者を救助・援助するのは、日頃からの地域の絆が力を発揮します。

このため、「花植え活動」を通じ、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、様々な方が知り合い、いざというときに助け合える地域づくりなど、地域の絆を強める取り組みを、建設事務所が皆様と協働して進めていきます。まずは、道路空間をステージにスタートします。

< 今後について >

このプロジェクトが長く続く活動となるように、企業の参加の呼びかけや新たな活動団体の掘り起こし等の取組みを進めていきます。さらに、他の地域のみなさんとも話し合い、このプロジェクトが県内各地域に面的に広がっていくよう努めてまいります。



2. 各建設事務所のプロジェクト概要

建設事務所名	プロジェクト名	活動地域	主な活動団体	活動ポイント
桑名	城下町筋での人と人との絆づくり	○県道福島城南線（通称：城下町筋） 桑名市内堀～田町	城下町筋商店振興組合 ほか	城下町筋において、地域の方との花植活動等を通して、地域の絆づくりに取り組むとともに、この通りを訪れた人がまた訪れたいと思える空間づくりを行います。
四日市	道路美化活動による協働大作戦！ ～地域と沿線企業が一体となった *花*やかな道づくり～	○県道四日市楠鈴鹿線 （通称：塩浜街道） 四日市市馳出町、七つ屋町、 高旭町、御菌町一丁目	塩浜地区連合自治会 ほか	塩浜地区の環境改善に熱心に取り組んでみえた地元、四日市市の産業を支えてきた企業及び地方自治体が協働・連携して、花による地域の絆づくりを進めます。
鈴鹿	地域との連携による 鈴鹿 花と緑の安全なみちプロジェクト	○県道上野鈴鹿線 鈴鹿市稻生～稻生こがね園	こがね園自治会 鈴鹿商工会議所 ほか	地域のみなさんとともに、視距改良も兼ねて交差点付近の植栽（低木・高木）を撤去し、撤去後のスペースに草花を植え、美しく安全な道づくりを進めます。
津	「地域と津くる」おもてなし空間 創出プロジェクト	○県道津関線、津停車場西線 津市大谷町	大谷町第一自治会 ほか	自治会が行う花木の植付け活動を支援することにより、おもてなし空間の創出と地域コミュニティの活性化を図ります。
松阪	大台ウェルカムフラワー活動	○県道大台宮川線 多気郡大台町弥起井	弥起井クラブ、ジグソー工房 桑名三重信用金庫、百五銀行 ほか	地元住民や民間企業の協力を得て、地域と一体で行う道路の緑花活動です。社会福祉施設へ花苗育成の依頼や支援を行い、社会貢献にも努めています。
伊勢	花あふれるまちづくり@御幸道路	○県道伊勢南島線（通称：御幸道路） 伊勢市倭町	倭町自治会 伊勢商工会議所、伊勢市観光協会 ほか	寄植活動をきっかけに地域住民や各団体との絆を深め、道路美化への協働意識につなげていきます。
志摩	とばしま花咲く道路空間	○国道167号 鳥羽市白木町 ○国道260号 志摩市阿児町、浜島町 ほか	鳥羽商工会議所、志摩市商工会、 相差町内会 ほか	活動の輪を広げ、若者のアイデアを活かし、地域の交流や観光誘客に結びつくよう地域イベントとコラボレーションします。
伊賀	忍法ふらわあの術	○県道上野大山田線 伊賀市緑ヶ丘本町～緑ヶ丘西町	緑ヶ丘本町自治会 緑ヶ丘西町自治会 ほか	街路事業に合わせて、周辺自治会等と協力しプランターを設置するなど、花植え活動を通じ地域の優しい絆づくりを進めます。
尾鷲	尾鷲「元気で花やか」駅前通り作戦	○県道三戸紀伊長島停車場線（通称：駅前通り） 紀北町東長島 ○県道尾鷲港尾鷲停車場線（通称：紀望通り） 尾鷲市中村町～朝日町	長島駅前玉地区活性化委員会 尾鷲グリーンクラブ ほか	みんなが楽しめる、元気で、笑顔溢れる取り組みを進めます。まずは、駅前通りから。
熊野	熊野を訪れる観光客に花街道のおもてなし	○県道木本港熊野市停車場線 熊野市木本町	丸山町内会 ほか	熊野へ訪れるみなさんとともに笑顔になる地域づくりを進めるため、玄関口である熊野市駅でお出迎えします。

※プロジェクトについては、随時、県土整備部SNSで発信していきます。

桑名建設事務所：花と絆のプロジェクト (城下町筋での人と人との絆づくり)

六華苑



七里の渡跡



春日神社 (石取祭)



桑名城跡 (九華公園)



一般県道福島城南線の一部は、桑名市中心街を南北に走り、通称『城下町筋』と呼ばれ、古くから桑名市の人々の生活に息づいてきた商店街であり、周辺に春日神社や博物館等もあり、また、桑名を代表する石取祭の舞台としても利用されてきました。

近年は、高齢化や人口減少により地域の絆が弱くなっていますが、この歴史ある城下町筋の道路空間を利用し、地元商店振興会をはじめとする地域の方との連携により花植活動等を通して、地域の絆づくりに取り組みます。

また、本年度開催の三重とこわか国体・とこわか大会に向けて、この通りを訪れた人がまた訪れたいと思える空間づくりを目指します。

花植えのイメージ



城下町筋での石取祭



城下町筋の歩道



実施団体：城下町筋商店振興組合
協力団体：三重県建設業協会桑員支部

令和3年度スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元との意見交換			■	■	■							
花植え等の活動					■							
地域による管理						■	■	■	■	■	■	■

9/25~10/5 とこわか国体・10/23~25とこわか大会開催

プロジェクトリーダー 桑名建設事務所長 千種藤紀



道路美化活動による協働大作戦！【四日市建設事務所】

～地域と沿線企業が一体となった*花*やかな道づくり～



○花植え活動により地域の絆を創ります！

地域と密接な塩浜街道（主要地方道四日市楠鈴鹿線）で実施

…選定理由…

- ①熱心な地元
- ②住宅・工場が混在する地域性
- ③駅が近く歩行者が多い
- ④歩道整備事業が進行中

塩浜街道を
花いっぱい！！



～昨年度の取り組みの様子～



* 実施済
* R3年度実施予定
* R4～実施予定

対象エリア

～完成イメージ～



○今後の取り組み

塩浜地区
連合自治会

- ①地域・企業と一体となった計画策定
- ②令和3年度は... 三重とこわか国体・とこわか大会に向けた植栽実施

協働

沿線企業

四日市建設事務所
四日市市
(塩浜地区市民センター)

三重とこわか国体・
とこわか大会に向けて、
令和3年8月～9月実施予定！

地域との協働による 鈴鹿 花と緑の安全なみちプロジェクト

おもてなし

地域の絆

鈴鹿市内の道路において、地域みなさんと共に、交差点の見通しの妨げとなっている植栽の撤去、花植え活動を行うことによって、美しく安全なみちで訪れる人をおもてなし、地域コミュニティの絆を深めます



安全なみち

❁活動箇所

県道上野鈴鹿線の歩道
(鈴鹿市稲生・こがね園～
サーキット道路交差点 約1 km)

❁活動関係者

こがね園自治会、鈴鹿市、鈴鹿商工会議所、
三重県建設業協会鈴鹿支部、
三重県造園建設業協会 など

❁活動内容

歩道空間の清掃 みんなで歩道の清掃や花壇の草刈をします
花植え 交差点の見通しの妨げになっている植栽を撤去し、背丈の低い花を植えます

❁活動時期

8月29日(日) 国体関係者を花と緑で「おもてなし」



三重とわか国体 三重とわか大会

プロジェクトリーダー 鈴鹿建設事務所長 片田 悟

～ みえ花と絆のプロジェクト ～

大台ウェルカムフラワー活動

ボート競技会場(奥伊勢湖漕艇場)
大台町弥起井地内



会場は大台町国体実行委員会による「花いっぱい運動」で盛り上がり、
沿道は松阪建設事務所が「ウェルカムフラワー活動」で彩ります。

県道大台宮川線(弥起井地区)において、沿道に花壇やプランターを設置。
地元有志や周辺企業、町国体推進室と協働し、花いっぱい国体を応援します！

10/1(金)～10/4(月)のボート競技期間中は、コースに並行する県道大台宮川線の約1km区間にウェルカムフラワーを配置し、往来する選手や応援の方々をお迎えします。
B&G海洋センターでの「花いっぱい運動」や弥起井クラブの「ひまわり畑」と連携し、地元企業など皆さんの協力も得ながら、9月末には沿道をお花で彩れるよう調整を実施していきます。
道路の環境整備のみならず、地元の社会福祉協議会に花苗育成を依頼し、県中央農業改良普及センターによる専門的な助言を行うなど、地域貢献にも寄与したいと考えています。



【活動メンバー】

(地元団体)

- 弥起井クラブ (地元有志団体)
- ジグソー工房 (社会福祉協議会)

(協力企業) ※五十音順

- カネセ建設(株) (区間内道路工事受注者)
- 桑名三重信用金庫 三瀬谷支店
- 百五銀行 三瀬谷支店

(行政)

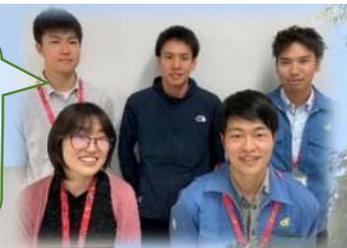
- 大台町 国体推進室、建設課
- 三重県 中央農業改良普及センター
- 松阪建設事務所



プロジェクトリーダー 松阪建設事務所長 上村 告

花あふれるまちづくり @ 御幸道路

地域のみなさまとともに、笑顔になれるきっかけを作りたい！
共に活動をしていただける方を募集します
連絡先：0596-27-5205



目標



国民体育大会をきっかけに、地域のみなさまとの絆により、まちに花を咲かせ、周辺の名所をご案内することで来訪者をおもてなしします！

活動概要

1. 花壇に寄せ植えをおこないます
日時：令和3年9月4日（土）午前8時
場所：伊勢市倭町（御幸道路沿い花壇）
2. 除草で歩道をきれいにします
日時場所：適宜
3. 植樹樹に花を植えます
日時場所：適宜



参加団体
倭町自治会、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会、
三重県建設業協会伊勢支部、伊勢市、その他有志一同

名所案内

< (公社) 伊勢市観光協会HP > < 伊勢のまちを楽しくウォーキング (伊勢市HP) > < 三重の歴史・文化散策マップ >



※平成24年3月時点の情報です

完成イメージ



花壇を作ります！

プロジェクトリーダー 伊勢建設事務所長 梅川幸彦

とばしま花咲く道路空間

～みえ花と絆のプロジェクト～

Point 1 輪を広げる！

地域で活動する様々な方々とのつながりで、花咲く道路空間を創出します。
この「つながり」を大切に、地域で育てる道づくりにつなげます。
★相差町内会など地元自治会、鳥羽商工会議所、志摩市商工会、市民団体、地域の建設業協会が担い手となり道路空間で花植え活動を実施
担い手、市などをメンバーとする連絡会議で絆をつくります

Point 2 若者のアイデアを活かす！！

地域で活動が将来にわたり持続されるよう、若者の参画を促します。
若者の声に耳を傾け、新しいアイデアを取り入れます。
★地域活動を行っている地元の学校の生徒さんが活躍
将来を担う若者がプロジェクトに参加できるよう学校に働きかけます

Point 3 コラボレーションする！！！！

花咲く道路空間が地域の交流や観光誘客に結びつくよう
地域イベントとコラボレーションします。
★国体、とこわか大会に向け活動！！祭りや行事、観光をともに盛り上げる
鳥羽市、志摩市の国体推進部局とも連携し活動範囲を広げていきます

主要活動箇所（予定）



道路の余剰地などを



花いっぱい空間に！

令和3年度のスケジュール

<プロジェクト>	<国体関係>
6月 担い手の募集	5月23日 ～6月20日 リハーサル大会
7月 建設業協会志摩支部が中心となり植栽場所の準備	9月4日～20日 会期前競技実施
8、9月 担い手が花植え活動	9月25日～ 10月5日 とこわか国体
10月～翌年4月 除草、水やり	10月22日 ～25日 とこわか大会

プロジェクトリーダー 志摩建設事務所長 山口成大

忍法ふらわあ^の術

～みえ花と絆のプロジェクト～
「地域との協働で、優しい絆を創います」

道

(みんなの道で)

取組の舞台は県道上野大山田線
～国体の会場付近で街路事業による
歩道整備を実施中です。～

「ふらわあ^の術」
とは、身近な道路を
通じて、子供から
高齢者などがふれ
あい、地域の絆を
深める術です。



イメージ図

花

(花をさかそう)

プロジェクトに賛同いただける、
県・市・建設業協会・地域の方々等
協働し、まちを花いっぱい
していきましょう。

- 活動箇所
県道上野大山田線
- 活動関係者
地元自治会、伊賀市、
三重県建設業協会伊賀支部など
- 活動時期
とこわか国体・とこわか大会
に向けて、9月初旬実施

迎

(みんなでお迎え)

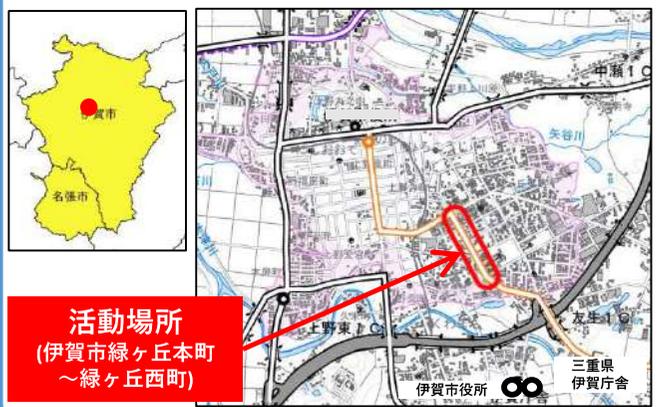
道路にプランターを配置し、
とこわか国体・とこわか大会で
伊賀地域を訪れる方々を
「華」やかにお出迎えします。



絆

(のこそう絆)

花植え活動を通じて、
たくさんの方が知り合い、
地域の絆を強められるよう
協働していきます。



活動場所
(伊賀市緑ヶ丘本町
～緑ヶ丘西町)

プロジェクトリーダー 伊賀建設事務所長 川上正晃



尾鷲 元気で花やか 駅前通り作戦

連携・協働
優しい絆

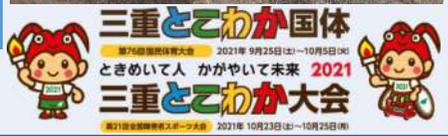
プロジェクトの概要

	尾鷲市	紀北町
目的	道路を舞台に、地域の方々と協働で花植え活動を実施し、地域や関係者、多くの人を知り合い、地域の絆を強めていく	
場所	尾鷲港尾鷲停車場線 (通称 紀望通り)	三戸紀伊長島停車場線 (通称 駅前通り)
		
メンバー	尾鷲グリーンクラブ	長島駅前玉地区活性化委員会
	建設業協会尾鷲支部	
	尾鷲市	紀北町
	尾鷲建設事務所	
	正式競技 オープンウォーター スイミング	正式競技 ソフトボール
	デモンストレーションスポーツ ウォーキング、クップ ユニカール	公開競技 グラウンド・ゴルフ
	みんなで「三重とこわか国体」、「三重とこわか大会」を盛り上げよう！	

長島駅前玉地区活性化委員会の皆さんとの取組



- 取組 1 花植え活動**
 - ✓ 9月初旬頃に実施
 - ✓ 地域の方々との協働作業
- 取組 2 情報発信・維持管理**
 - ✓ 活動状況の情報発信
活動後随時 SNS情報発信
 - ✓ 地元の皆さんによる維持管理（除草、水やり）の実施
- 取組 3 協働による地域課題への対応**
 - ✓ 地域課題への対応（雑草対策、ラインの引き直し など）



尾鷲グリーンクラブの皆さんとの取組



取組内容検討中

プロジェクトリーダー 尾鷲建設事務所所長 松本英之

みえ花と絆のプロジェクト

「熊野を訪れる観光客に花街道のおもてなし」

【コンセプト】三重とこわか国体、三重とこわか大会、熊野古道を訪れる観光客を地域の絆でおもてなし
 【路線名】県道木本港熊野市停車場線、市道新出町1号線（将来計画）



花植イメージ



県道木本港熊野市停車場線で8月末を目途に歩道に花を植え、三重とこわか国体、三重とこわか大会、熊野古道を訪れる観光客を歓迎します。将来的には対象範囲を国道42号から熊野市駅前（市道区間含む）までとし、今回は熊野市役所から熊野市駅前（L=120m）について取り組みます。この区間は鉄道駅前であり、高速バスの発着もあることから、熊野へ到着した皆さんを出迎える場所として最適な場所です。地元自治会の皆さんをはじめとして、熊野市、建設業協会など、地域の皆さんと協働で、優しい絆を創っていきます。



プロジェクトリーダー 熊野建設事務所長 大江 浩

土砂災害警戒区域の指定について

- ・基礎調査1巡目と土砂災害警戒区域の指定の完了

これまでの経緯と指定完了について説明します。

- ・地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

指定完了後の取組みについて説明します。

また取組みの中で要配慮利用施設の避難確保計画の作成率が全国平均以下であり、作成期限が令和3年度となっていることから、その強化について説明します。

土砂災害防止法※とは

土砂災害防止法は、平成11年6月の広島県における大規模な土砂災害を契機として、平成13年4月に施行されました。

国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的としています。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域



○土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

住民の皆様生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

建物が壊れ、住民の皆様生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域 ※イエローゾーンに含まれます。

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

急傾斜地の崩壊

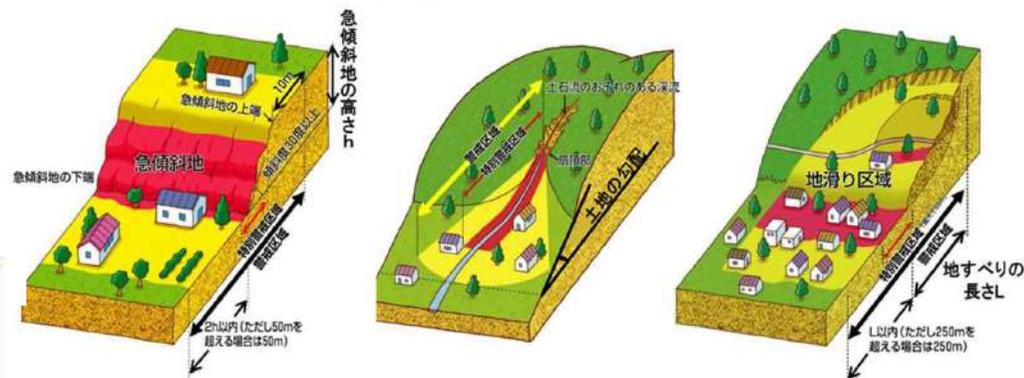
※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

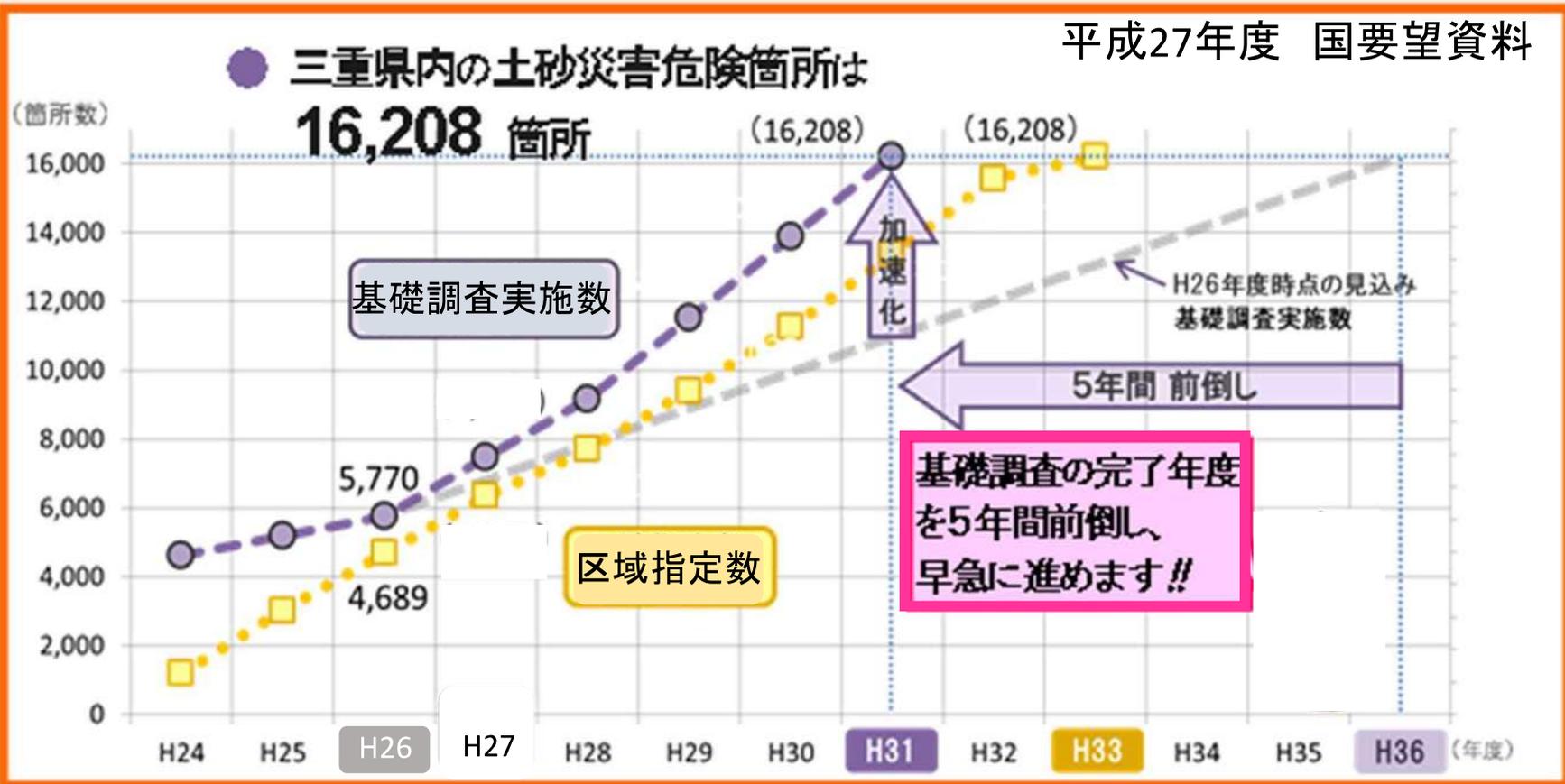


○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域

※土砂災害防止法・・・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

三重県の土砂災害警戒区域指定これまでの取組

平成13年の土砂災害防止法の施行により三重県では、1巡目の基礎調査を実施し、指定を進めてきましたが、レッドゾーンに規制がかかることから、指定への理解が得られず全国と比べ進捗が遅れていました。その中、平成26年8月の豪雨により広島県で大規模な土砂災害が発生し指定の重要性が再認識されました。これを踏まえ、本県では1巡目の基礎調査の完了年度を従来の目標から**5年間前倒し**、平成31年度に完了させ、平成33年(令和3年)に指定を完了することを目標に取組んできました。



三重県の土砂災害警戒区域指定状況

令和3年6月25日に指定が完了します。

指定完数

市町名	市町別	
	危険箇所数	警戒区域数
桑名市	247	198
いなべ市	389	322
東員町	20	25
四日市市	376	398
菰野町	225	261
朝日町	39	39
鈴鹿市	218	238
亀山市	570	583
津市	2,543	2,037
松阪市	1,653	1,575
多気町	422	533
明和町	15	10
大台町	823	975
伊勢市	405	410
玉城町	30	20
度会町	318	292
大紀町	661	573
南伊勢町	757	758
鳥羽市	638	691
志摩市	813	825
名張市	483	501
伊賀市	1,700	1,750
尾鷲市	301	324
紀北町	646	697
熊野市	1,170	1,234
御浜町	426	340
紀宝町	320	323
県計	16,208	15,932

基礎調査の状況

1巡目の基礎調査の完了

令和元年度末に
(危険箇所 16,208箇所)完了
(このうち15,932箇所を指定)

危険箇所とは

土石流、急傾斜地の崩壊、地滑りのおそれがある箇所を1/25,000の地形図から抽出し、現地を目視により確認したもので、昭和41年から概ね5年ごとに平成13年度まで実施していました。

指定の状況

指定完了

いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、尾鷲市、東員町、菰野町、朝日町、明和町、大台町、多気町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

指定予定(令和3年6月25日)

熊野市

土砂災害危険箇所無し

木曾岬町、川越町

これまで実施してきた基礎調査（1巡目調査）

土砂災害危険箇所

(1/25,000地形図)

※1/25,000を引き伸ばして掲載



既往の土砂災害危険箇所
(H14公表)とその周辺の地形・人家・社会的要件などの調査を実施

土砂災害警戒区域 (1/2,500地形図)

※1/2,500を引き伸ばして掲載

土砂災害危険箇所と比較して土砂災害警戒区域は詳細なコンターを使用するため、指定要件を満たす斜面の範囲が変更されたり、危険箇所が指定要件を満たさないことが判明したり、危険箇所とは別の箇所が新たに抽出されることがある。

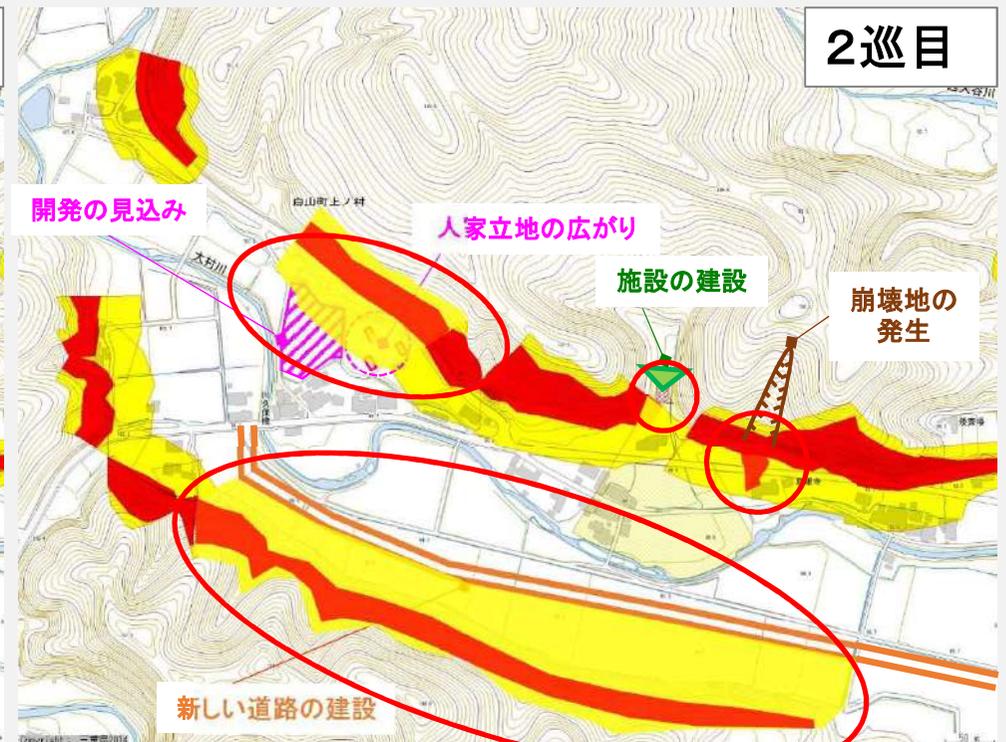
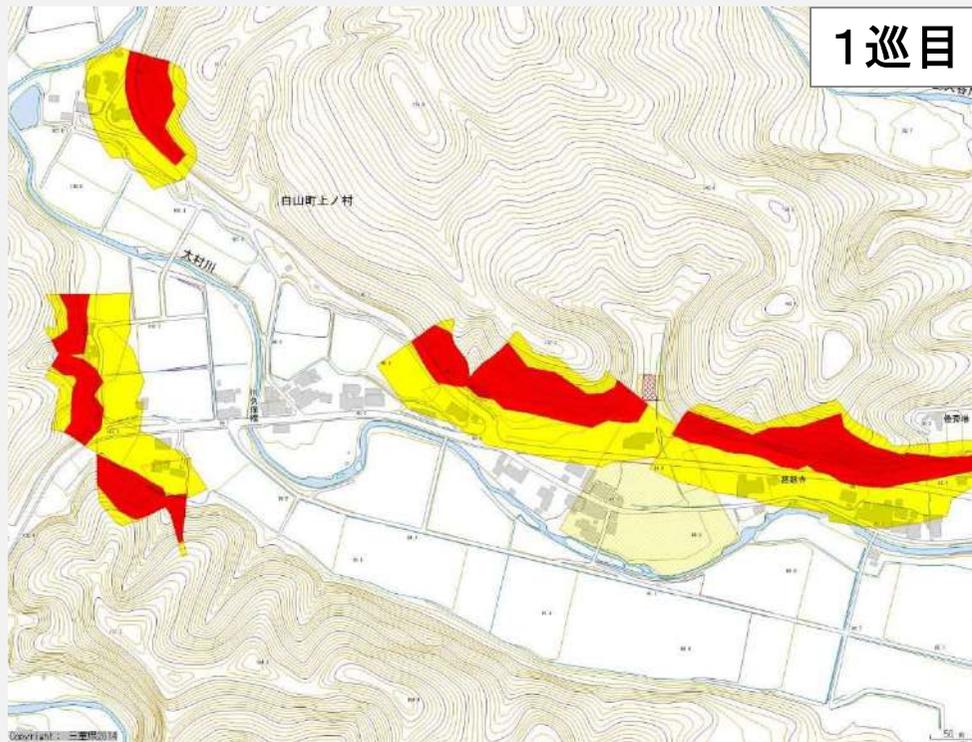


→要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等(イエロー・レッド)を指定
三重県共有デジタル地図を使用し詳細な抽出がされたことにより危険箇所16,208箇所に対して15,932箇所の指定箇所を抽出

今後実施する基礎調査（2巡目以降調査）

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行います。

「土砂災害防止法」より



→要件を満たす箇所について、土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

・地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、1巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

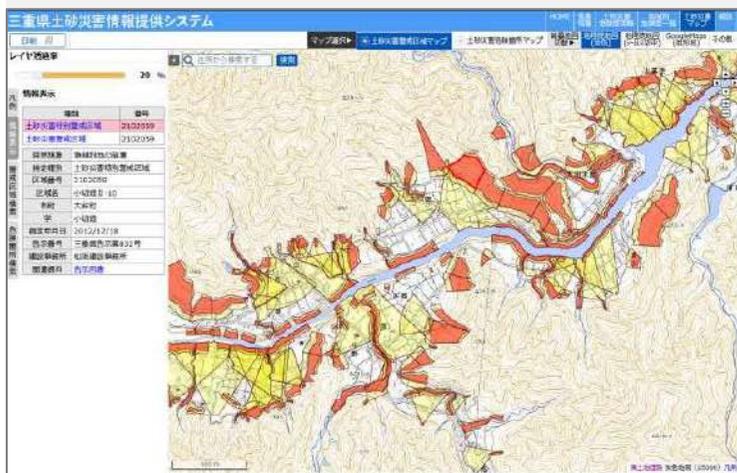
指定完了後の地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

- リスク情報をより分かりやすく伝えることで地域住民の理解を深めるとともに、自助・共助を強力に支援することで、地域全体の防災力を向上

みんなで
まもる

■ 三重県土砂災害情報提供システム による土砂災害警戒区域等の表示

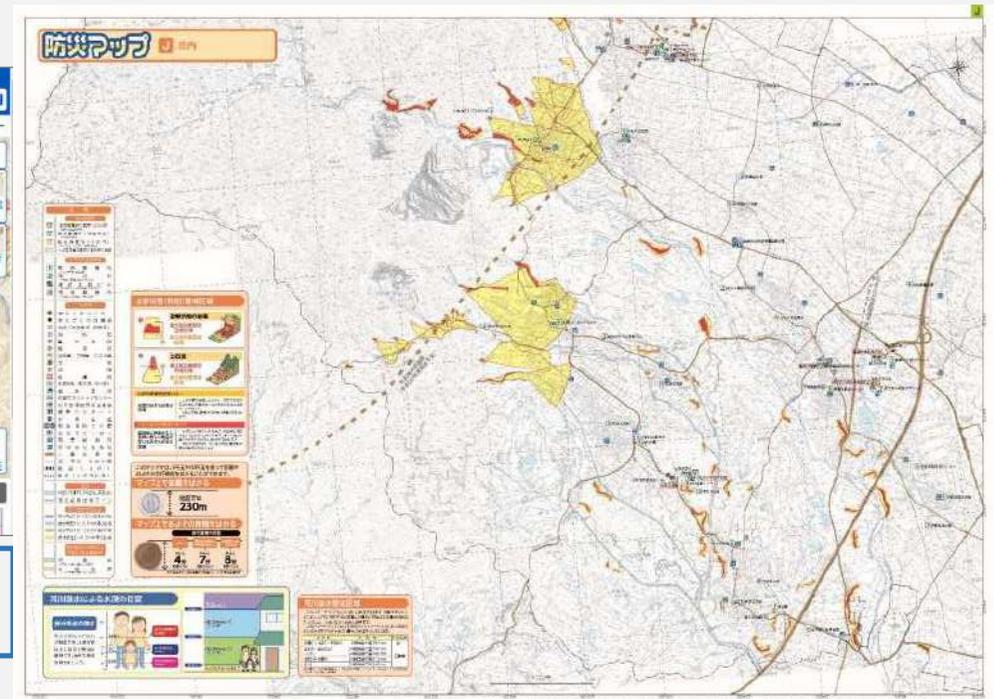
■ ハザードマップの作成・配布(市町)



パソコン画面



スマートフォン画面



土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップ

指定完了箇所について

・「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信や市町がハザードマップの作成・配布を行うことで土砂災害に対する認知度を向上

指定完了後の地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

■ 土砂災害警戒区域の現地表示の促進



いなべ市 藤原町



津市 美杉町



尾鷲市 梶賀南



四日市市 河原田



尾鷲市 松本



紀北町 引本浦

普段の生活の中で人目に付くところに標識を設置することで、土砂災害に対する認知度を向上

地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

■ 要配慮者利用施設の係る土砂災害防止法の義務等

平成29年に「土砂災害防止法」、「水防法」が改正され「市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、**避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられている。**

国土交通省において「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画において令和3年度までに取り組むべき内容

【土砂災害防止法第8条2】【水防法第15条の3】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**

- ・避難確保計画の作成
- ・訓練の実施

避難確保計画作成の支援

要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成**について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行う

参考

避難確保計画作成状況【土砂災害防止法】【R2. 12. 31時点】

	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設	
三重県	292	175	59.9%
全国	18,326	12,139	66.2%

避難確保計画作成状況【水防法】【R3. 3. 31時点】

	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設	
三重県	1,497	1,001	66.9%
全国	96,463	63,739	66.1%

地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

■ 土砂災害ハザードマップ、避難確保計画等の作成支援

市町に向けての避難確保計画作成の説明会



市町に対して土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン、避難確保計画の策定に対する要配慮者利用施設からの相談への対応など自助、共助につながる取組を強力に支援

市町の開催する避難確保計画作成支援講習会



市町の開催する要配慮者利用施設の管理者を対象に土砂災害防止法、水防法に基づく避難確保計画作成支援講習会に参加し連携することで、避難確保計画の重要性や、避難確保計画作成の手引きのポイントを説明するなどの支援

令和3年度の避難確保計画作成の完了を目指し、作成の遅れている施設の市町への説明会や意見交換会を重点的に実施するとともに先進的な取組事例を情報提供するなどして作成を促す。

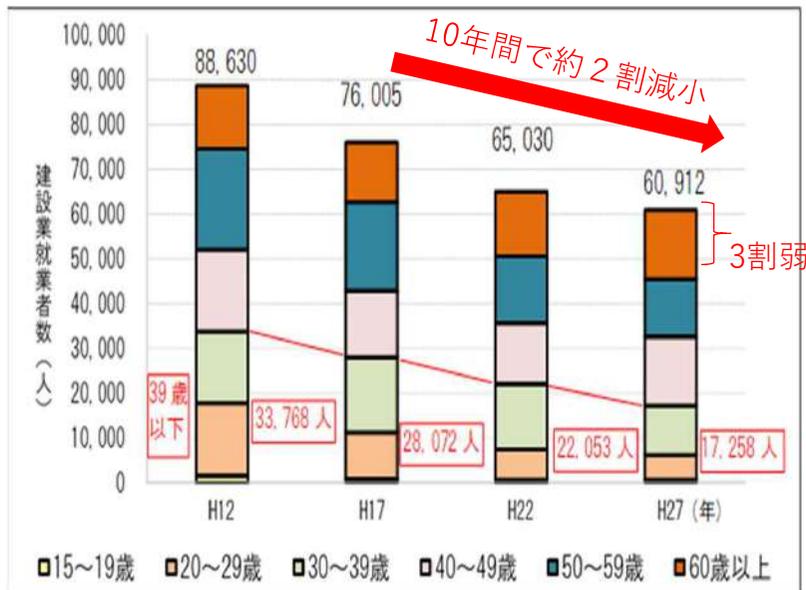
建設業の担い手確保について

少子高齢化によって生産労働人口が減少していく中、建設業の担い手を確保するには、**求人活動**の促進はもとより、建設業の**労働環境改善**（特に若者や女性が活躍しやすい環境整備）、建設現場の**生産性向上**などの働き方改革が急務となっている。

現状

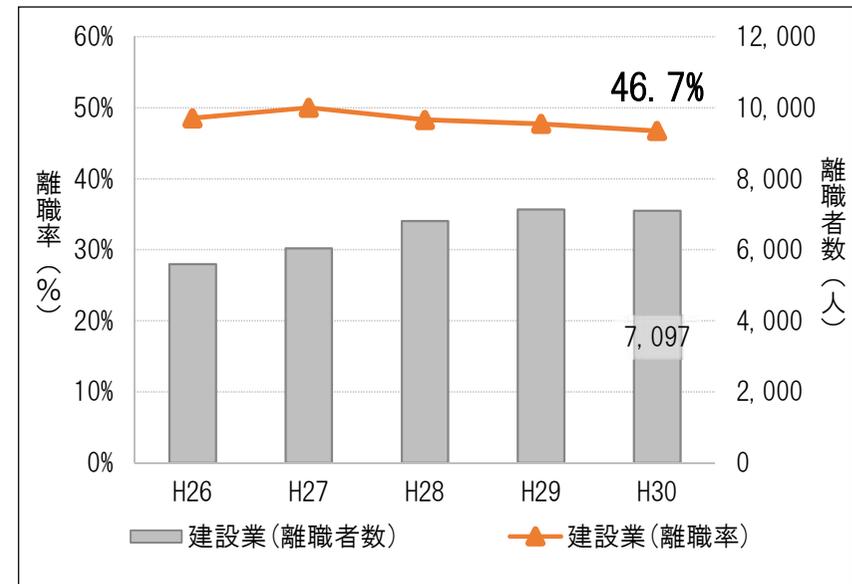
- 県内建設就業人口の減少が深刻（若者の建設業離れと就業者の高齢化）
- 60歳以上**の建設従事者は全体の**3割弱**を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 建設業の高卒就業者（全国）は、その**約5割弱が3年後**に離職している。

県内建設業就業者数



出典：総務省「国勢調査」

建設業の新規高校卒就業者の3年目までの離職状況



出典：厚生労働省「新規学校卒業就業者・離職状況調査結果」

入職・定着しない原因

<<若年就業者の主な離職理由>>

- ①自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため
- ②休日・休暇・労働時間の条件が悪かった
- ③賃金の条件が良くなかったため
- ④キャリアアップするため

出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構
第2回若年者の能力開発と職場への定着に関する調査

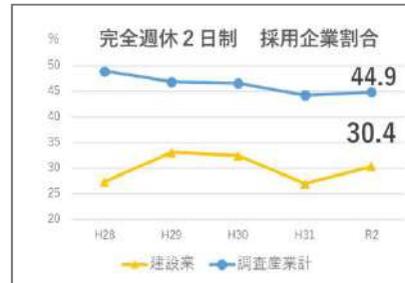
①建設業への理解

建設業への理解不足による
ミスマッチ。

- ・建設業のやりがいや魅力が伝わっていない。
- ・入職前のイメージと実際の業務とのギャップがある。

②休日の状況

完全週休二日の導入率は
全産業に比べ10%以上低い。



出典：「厚生労働省」就労条件総合調査

②労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は全産業に比べ年間300時間以上多い。



出典：三重県「毎月勤労統計調査」

③④技能労働者の処遇

身に着けた能力や経験に応じた処遇が無い。

- ・適切な賃金水準の確保が必要。
- ・キャリアアップをしていく制度が無い。

入職・定着への取組

魅力発信

- ・現場見学会
- ・出前授業
- ・女性技術者と女子学生の交流会など

休日の確保

- ・週休2日制工事の推進

長時間労働是正

(生産性の向上)

- ・施工時期の平準化
- ・ICT活用工事の促進

処遇改善

- ・最新の実勢価格を設計労務単価へ迅速に反映
- ・建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用等

令和3年度 魅力発信の取組

しっかりと建設業の魅力を発信出来るようSNSを活用するとともに、コロナ禍においても参加者の分散などにより三密を回避しながら感染防止対策を徹底し、「現場見学会」「出前授業」「女性技術者と女子学生の交流会」などを開催します。

建設業 魅力発信事例

事例① 現場見学会



小学校屋内運動場
建築現場見学



ドローン操作説明

事例② 事業効果PR看板

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を実施中！
洪水被害を防ぐため、鳥羽河内ダムの建設を進めています。

【鳥羽河内ダム（洪水型ダム）の目的】
大雨の時に降った雨を一時的にダムにためることで、下流に流れる水を減らし、洪水被害を防ぎます。
(計画流量300m³/分のうち240m³/分の洪水調節を行います。)

国土強靱化対策で流域治水の取組を進めています。

流域治水プロジェクト（イメージ）

流域治水とは、河川流域、産業域の関係者すべてのみなさんが協力して、水害を減らそうとする取組みのことです。

ダムで洪水が
防げるんだ！



地元中学生

事例③ HP・Twitter



地域の安全・安心を担う建設業 vol.1

家畜伝染病発生時の緊急対応

令和3年4月13日に津市で豚熱が発生し、県との防疫協定による要請を受けた三重県建設業協会津支部の建設企業（延べ238人）が昼夜を問わず迅速に対応し4月23日に作業を完了しました。



防疫作業は、スピード感が求められるため、埋却掘削等には地域の建設企業の機動力が必要不可欠です。



作業員は、慣れない防護服を着用し殺処分された家畜の運搬・埋却作業を行っています。心身ともに疲労を伴う作業ですが、建設業の社会的使命として奮闘しています。

建設業は、いつ、どこで発生してもおかしくない家畜伝染病や災害発生に迅速に対応し、県民の安全・安心を下支えする役割を担っています。防疫対応に携わった建設企業の皆様へ感謝申し上げます。

建設業が地域の守り手としての役割を将来にわたって担えるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」の取組を推進しています。

秋田県建設産業担い手確保育成センター（H29.9開所）

建設産業担い手対策の中核的機関として全国初の取組

- 2017年9月1日に秋田県建設部建設政策課内に設置
- 担い手確保育成推進員を配置し、高校や業界と連携
- 若者と女性をターゲットとする事業をワンストップで実施



- 【センター体制】
- センター長
(建設政策課長)
 - 正職員(5名)
 - 推進員(2名)



実績1「女性活躍」



- 平鹿建設業協会女性部「SAKURA」が誕生(2017年)
- 県内初となる建設女性ネットワークが平鹿地域で誕生
 - 2018年には、「はなこまち(雄勝)」・「HANAMARU(仙北)」
「わかば(北秋田)」・「能代山本アテナ(能代山本)」が誕生
- あきた建設女性ネットワーク「クローバー」を設立(2018年)
- 地域の垣根を越えた全県組織「クローバー」を設立(87名)
 - SAKURA等をサポートしながら、他県との交流事業も実施

実績2「高校連携」



- 【担い手確保育成推進員】による高校・企業訪問
- 工業高校教員経験を活かして高校を訪問(年100回ペース)
 - 高校・業界と連携して建設企業出前説明会を開催
 - 企業訪問も行い、新卒確保の「コツ」を収集・助言
- 高校生向け学科試験対策講座(土木・建築)の開催
- 技術者資格「施工管理技士」学科試験の合格をサポート
 - 普通高校の生徒も合格し、県内建設企業に就職
 - 2018年から生徒と若手社員と一緒に受講する講座へ拡大

実績3「ICT拠点」



- ドローン開発拠点「東光雪沢テクノパーク」が始動(2017年)
- 東光鉄工UAV事業部が大館市の旧雪沢小学校に移転
 - 産業ドローンの開発を行いながらi-Construction教習を実施
 - 大雨・暴風など災害発生時に飛行できる防水ドローンも開発
- 建設ICT研修拠点「i-Academy 恋地」が始動(2018年)
- 五城目町のBABAMEBASEと恋地スキー場に拠点を形成
 - 全国随一の規模・内容で建設ICT総合研修を定期開催
 - 女性限定研修会や子ども向け建設ふれあいフェア等も開催

